# 『災害看護と国際協力』(抜粋)

∼❶災害看護の基礎知識~



御殿場市役所危機管理課

〇防災出前講座資料 御殿場看護学校講義 『災害看護学』参照

#### 主要略歴

#### 御殿場市役所 危機管理補佐監

杉 本 嘉 章(すぎもと よしあき) (S36(1961).5.12生 64才)

#### ◆ プロフィール

静岡県御殿場市出身(神山小·富士岡中·神奈川県立湘南高校·日本大学(文理学部))

昭和52年 陸上自衛隊少年工科学校入校(神奈川・横須賀市)

平成 5年 第6戦車大隊第2中隊長(宮城) 平成7年 (株)アサヒビール研修

平成14年 第12偵察隊長(群馬) ※新潟県中越地震(H16)

平成17年 イラク復興業務支援隊作戦幕僚(サマワ) 平成18年 統合幕僚学校学生(東京)

平成19年 新潟県中越沖地震現地調整連絡幹部(新潟)※新潟県中越沖地震(H19)

平成20年 第71戦車連隊長(北海道)※ 有珠山地域担当(H2O)、北海道胆振東部地震(H3O)

平成22年 自衛隊高知地方協力本部長(高知)※東日本大震災(H23)

平成24年 陸上自衛隊幹部学校主任教官(東京)

平成25年 東部方面総監部総務部長(東京)※伊豆大島豪雨災害(H25)、御嶽山噴火(H26)

平成27年 西部方面混成団長 兼 相浦駐屯地司令(長崎·佐世保市) ※熊本地震(H28)

平成29年 陸将補 早期退職

平成29年4月 御殿場市役所入庁 危機管理課長 平成30年 危機管理監(部長級)

令和 4年4月 現 職 ※令和元年台風19号(R1)、熱海市伊豆山土石流災害(R3)

平成17年 東京都北区立岩淵小学校PTA会長 平成19年東京都立飛鳥高校PTA副会長

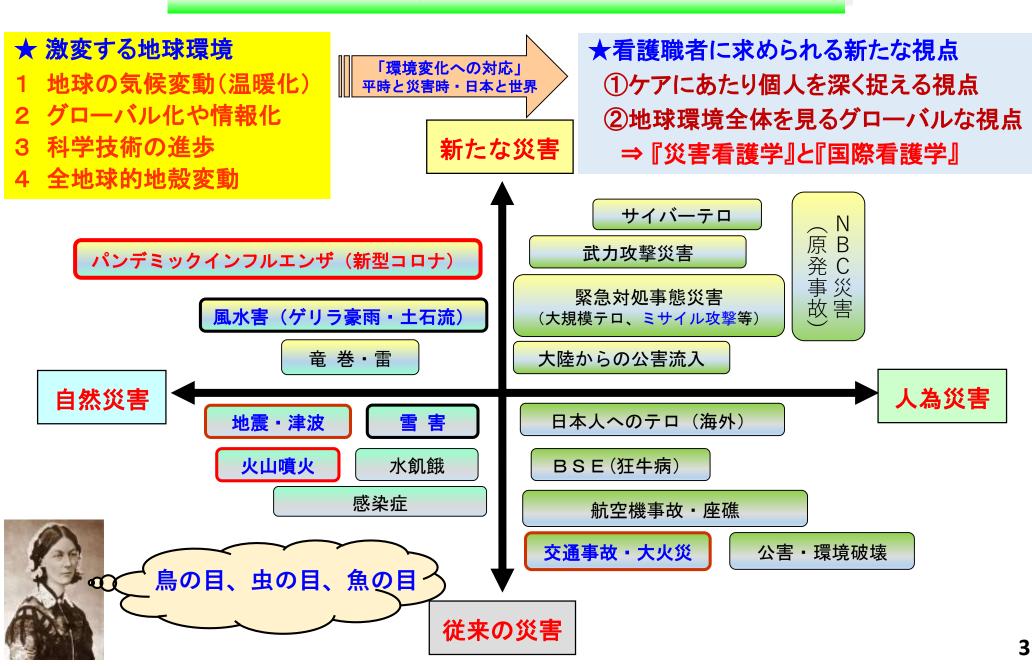
平成24年 高知県観光特使 平成29年 長崎県観光特使 御殿場市国際交流協会会員

令和 元年 市民大学・シニア大学・御殿場看護学校講師(災害・国際看護学)、各種セミナー講師

令和 6年 台湾全国防災教育従事者ステップアップ対策国際実務研修講師



#### グローバル化・多様化した社会で看護職者は?



# 説明項目

- I なぜ災害・国際看護学を学ぶのか
- Ⅱ 災害看護学の基礎(定義と種類)
- Ⅲ 災害時の医療活動で必要なこと

## なぜ災害看護と国際看護を学ぶのか?

- ▶いずれ「災害の現場」で活動する看護師となるだろう時が来る・・
  - **⇒まだそれは先?看護師でなくとも市民として必要な知識**
- ▶グルーバル化する中で「国際協力活動の場」は増えている・・・
  - ⇒看護師として多様な活動の場を想起し、看護の役割・機能に
  - ついて考える機会
  - ★ 国際的なボランティア看護、国際看護師への道が開ける!
    - ⇒ 世界で活躍する日本人・世界で汗を掻く日本人 ゴルフの松山英樹、 テニスの大坂なおみ、
      - フランス料理三ツ星シェフの小林圭

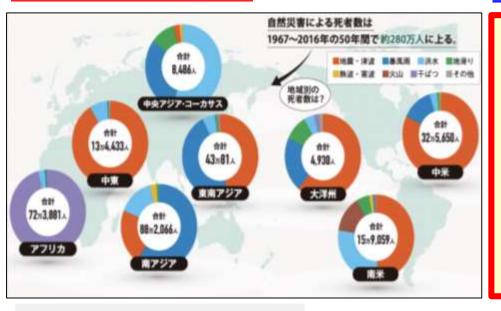
(東山『メゾン・ケイ』予約はお早めに!)・・・





#### 災害看護学と国際看護学を学ぶ意義

#### ①災害被害の国際化



#### ③災害看護の役割・対応

★災害が年々多発し、全世界的に拡大している状況下 「防災対策、救護・看護」への役割は極めて大きい!

⇒ ①心理面の役割:ストレス反応 (PTDS) への対応

②心のケア:被災者のこころの痛みを癒す心ケア

③日ごろからの準備:災害看護の知識・技術の向上

4自己完結型行動:食事・睡眠(休養)・トイレ

★被災地の危険(ストレス)からの「心身の自己管理」

#### ②近年の国内外の災害



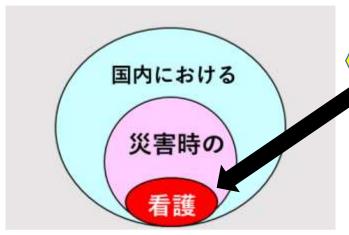




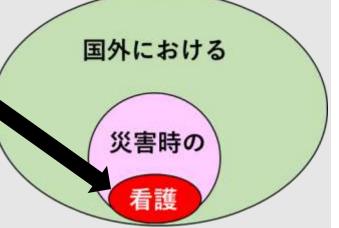
# 災害看護・国際看護の場における看護の本質は『不変』 ~ 真に役立つ「知識と技術」、そして」「心構え」 ~







看護の本質 不 変



# 説 明 項 目

- I なぜ災害・国際看護学を学ぶのか
- Ⅱ 災害看護学の基礎(定義と種類)
- Ⅲ 災害時の医療活動で必要なこと

#### 近年の日本における自然災害・事件

2018年「今年の漢

- ⑱ 北海道胆振東部地震
- ⑪ 台風21・24号
- 16 西日本豪雨
- 15 大阪北部地震

⇒16避難行動要支援者 救出・救護・避難

4 熊本地震

⇒44車中泊の選択による エコノミークラス症候群

- ③ 御嶽山噴火
- ⑫ 広島市土砂災害
- ⑪ 伊豆大島土砂災害
- ⑩長野県北部地震
- ⑨ 東日本大震災

⇒9災害サイクル超急性期・急性期 の救護から中後期の防災・減災対応

- ⑧ 新燃岳噴火
- ⑦ 駿河湾地震
- ⑥新潟県中越沖地震
- ⑤ 新潟県中越地震)
- ④ 有珠山噴火
- ② 阪神淡路大震災 ③地下鉄サリン事件
- **⇒②災害拠点病院の設置、災害救護チームの育成、多職種ボランティアとの協働** ① 雲仙普賢岳火砕流

元年 5

10

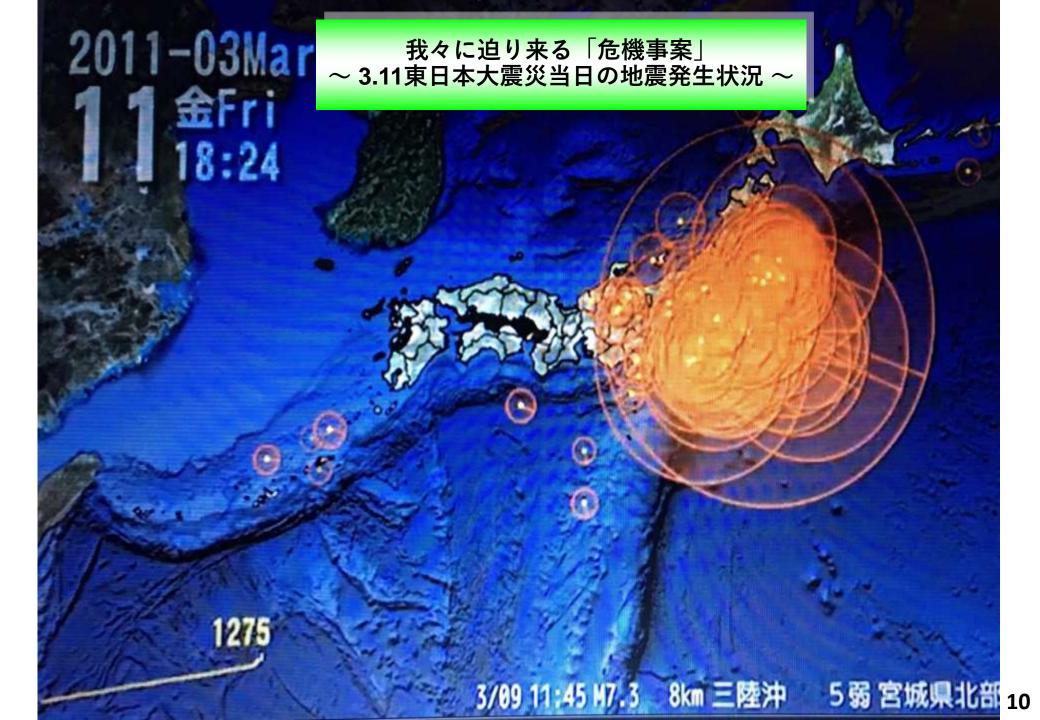
**15 16** 

**20** 

**25** 

30

令和へ



~ 静的な地形・動的な気象~

# 地形×気象=災害

災害×人·物×時間×運=被害

⇒災害によって生じる健康障害は、 災害の種類や地域により様々

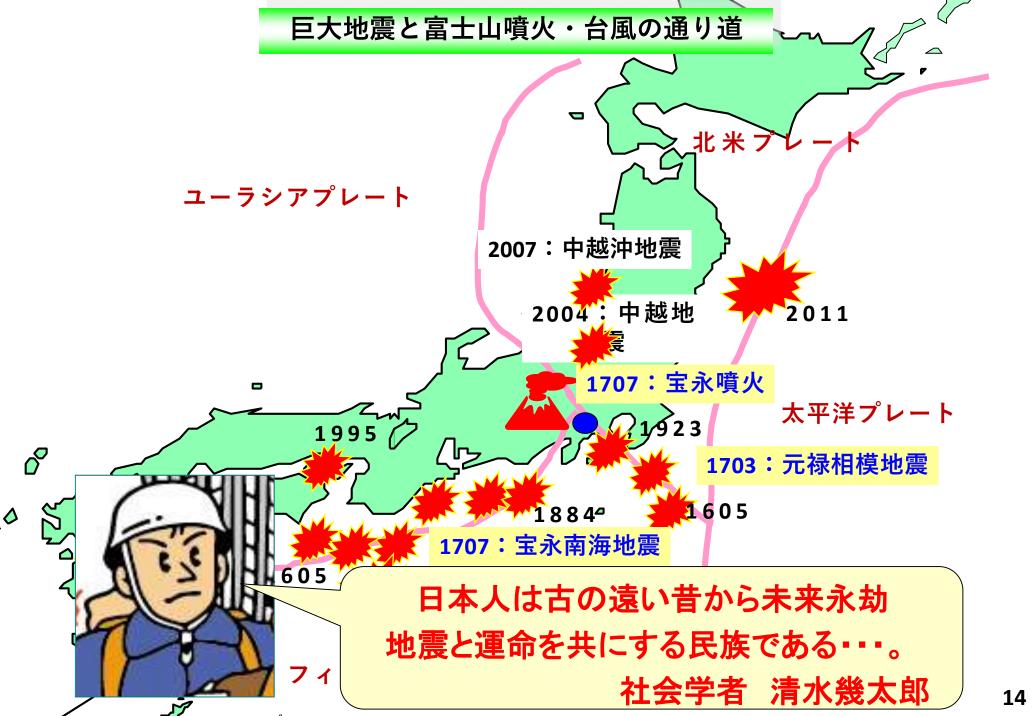
#### 災害の定義

# ①日本列島の災害上の特性

- ▶地理的特性-太平洋・ユーラシアプレート・北米・フィリピン海プレートの4つのプレートの境界上にあり、相互の力が常に加わっていることから、巨大地震が発生しやすい。
- ▶気象的特性 温暖湿潤気候(温帯モンスーン気候)帯にあり、梅雨時に局地的豪雨をきたし、夏から秋にかけ太平洋上で発生した台風が北上するコースの途上に位置する。

#### 環太平洋火山帯・台風の通り道





# 御殿場市域における主な災害

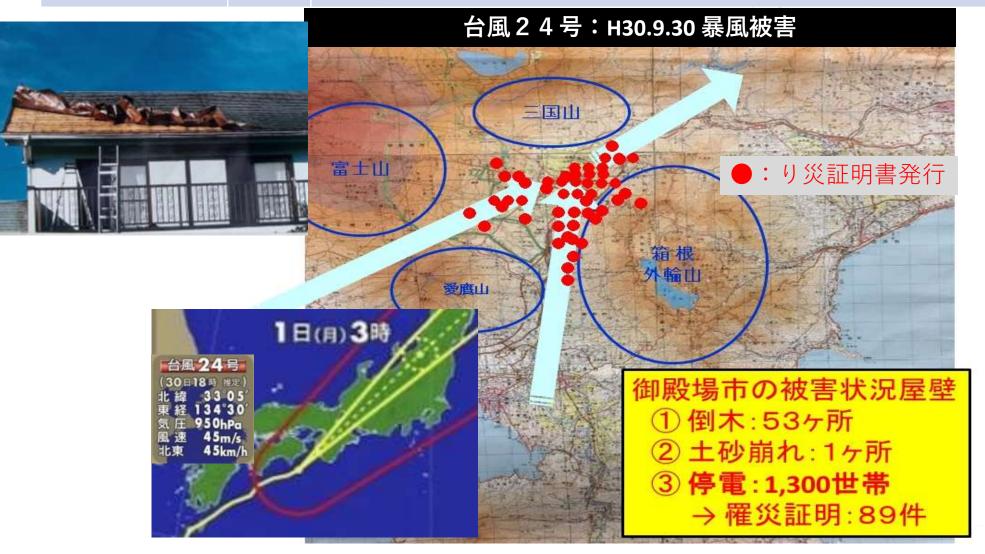
出典:御殿場市地域防災計画「資料の巻」

台風:6件 集中豪雨:1件 低気圧:1件 大雪:1件 地震:3件

災害発生日	種別	概 要
昭和41年9月24 ~25日	台風	台風第24号と26号が日本列島を縦断 御殿場市の被害は <b>負傷者2人、住家全壊6戸、半壊382戸、床下浸水多数</b> 、罹災世帯2,231世 帯、罹災者11,155人、被害総額6億9,109万円 御殿場市にはじめて「災害救助法」適用
昭和47年7月12日	集中豪雨	静岡県東部に集中豪雨 御殿場市では <b>床上・床下浸水138世帯</b> 、田畑の流出・冠水等672ha、被害総額2億5,393万円
昭和54年10月19日	台風	台風第20号による御殿場市の被害は、 <b>住家全壊10戸、半壊4戸、流失1戸、床上浸水42戸</b> 、 床下浸水810戸、損害額23億394万円、総雨量300mm
昭和57年8月1日	台風	台風第10号による御殿場市の被害は、 <b>死者1名、住家半壊5戸、一部破損1戸、床上浸水21</b> 戸、床下浸水107戸、損害総額18億530万円、総雨量555mm
平成16年12月5日	急速に 発達した 低気圧	急速に発達した低気圧の影響で御殿場市塚原地先にて <b>家屋が倒壊、負傷者3名</b> (平成16年の台風上陸個数は、気象庁の統計開始以来の記録(6個)を大きく更新し10個を 記録)
平成19年9月6日	台風	台風第9号による御殿場市の被害は <b>床上浸水13戸、床下浸水31戸</b> 、特に富士岡地区は <b>黄瀬川</b> の氾濫により、甚大なる被害を受ける。被害総額3億4千百万円、総雨量631mm
平成22年9月8日	台風	台風第9号による御殿場市の被害は床上浸水1戸、床下浸水10戸、道路等被害22か所、農地等被害174カ所などの被害を受ける。被害総額約1億3千万円、降水量10時間で218mm
平成23年9月21日	台風	台風第15号による御殿場市の被害は、 <b>負傷者4名、床下浸水や屋根・窓の損壊11件、倒木による道路障害74か所以上</b> 、農地等被害16カ所、停電1,100戸などの被害を受ける。被害総額約5,700万円 1時間あたりの最大降水量63mm、最大瞬間風速45.9m
平成26年2月14日	大雪	低気圧接近に伴い大雪警報が発令され、御殿場消防署管内の <mark>積雪量が85cm</mark> となった。東名高速道路をはじめ市内主要幹線で交通規制が行われ、公共交通機関も運休となった。 御殿場市では <b>軽症者16名、住家の一部破損</b> やビニール <b>ハウスの倒壊等の被害が多数発生</b>

## 御殿場市域における主な災害

災害発生日	種別	概要		
平成30年9月30日	<b>台風</b> 24号	台風第24号による被害は、全国死者5名・負傷者227名・行方不明者2名(御殿場人的被害無し)、 <b>停電1,300世帯、屋根・壁・シャッター損傷89件、倒木53ヶ所、土砂崩れ1ヶ所)</b> など特に強風による物的被害を多数受ける。		

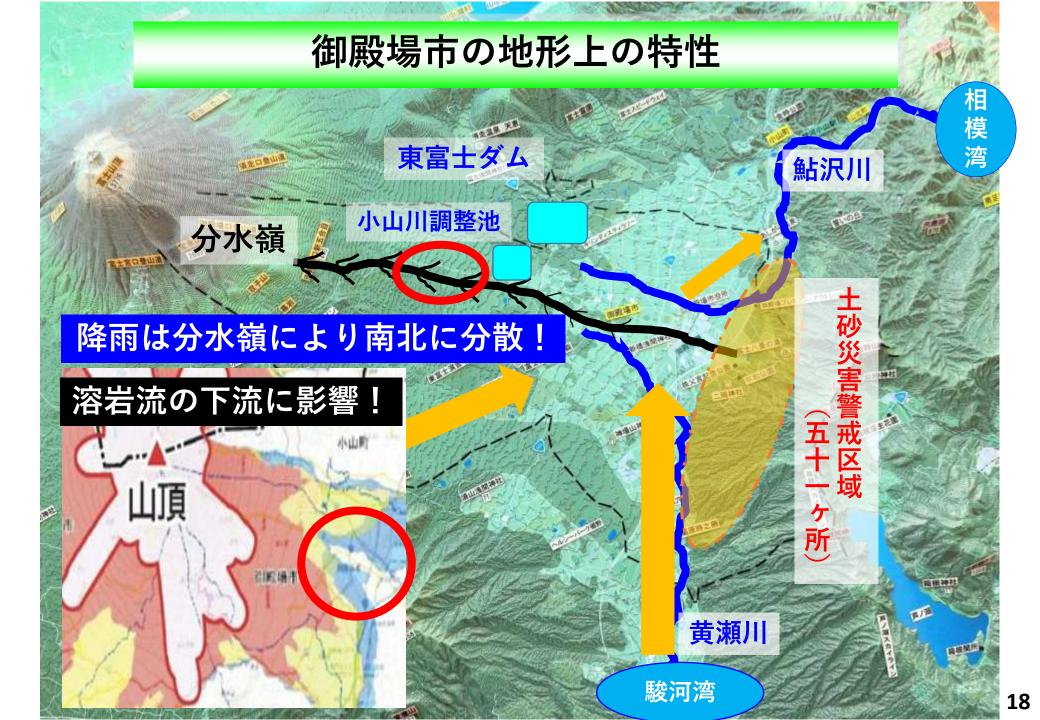


# 御殿場市域における主な災害

	種別	概要
令和元年10月12日	台 風 19号	台風第19号による御殿場市の被害は、 <b>死者1名、負傷者1名、床上浸水6戸、</b> 床下浸水3戸、屋根や窓等の損壊31戸、農地等被害12箇所、市道陥没等の道 路被害4箇所、河川護岸崩落等の被害4箇所、林道等の被害21箇所、東山旧岸 邸、乙女3号井源泉施設、青少年広場の損傷、県指定天然記念物「東山のサイ カチ」の損壊などの被害を受ける。被害総額約8,700万円 総雨量558mm

#### 台風19号:R1.10.12大雨被害





#### 災害の定義

# ②災害対策基本法による定義

『災害とは、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、 土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑り、その他の異 常な自然現象又は大規模な火事、若しくは爆発その他 その及ぼす被害の程度において、これらに類する政令で

定める原因(放射性物質の大量放出、 多数の者の避難を伴う船舶沈没、 その他の大規模な事故とする。) により生ずる被害をいう。』



#### 災害の種類と具体例

#### ①災害の種類

その①原因、②被災範囲、③被災地域、④被災期間によって分類できる。

	災害の	分類	具体的な災害例、特徴など		
1	原因による分類	自然災害(天災)	地震、津波、噴火、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土 石流、高潮、雷など		
		人為災害(人災)	大型交通事故(列車・航空機・船舶・バス)、工場・発電所の大事故(火災・化学・放射線)、CBRNE災害(化学・生物細菌・放射性物質・核・爆発物)、紛争(戦争、内戦、難民発生)		
		特殊災害	特殊な環境下で特別な対応が必要となるもの(CBRNE災害のほか、 石油コンビナート事故、海上災害、航空災害、林野火災など		
		複合型災害	自然災害 + 人為災害(3.11地震・津波+原子力発電所放射能漏れ)		
2	被災範囲による分類	広域災害	自然災害に多い(地震、台風、津波、原子力発電所事故など)		
-		局地災害	人為災害に多い(事故、火災、竜巻など)		
	被災地域による分類	都市型	人口が多い、建物多数、交通網発達、医療施設が多い		
3		地方型	人口が少ない、家屋分散、交通手段が少ない、医療施設が少ない		
4	被災期間による分類	短期型	おおむね数日以内(台風、豪雨、交通事故など)		
		長期型	数か月〜数年に及ぶ(干ばつ、洪水、原子力発電所事故など)		
3		都市型 地方型 短期型	人口が多い、建物多数、交通網発達、医療施設が多い 人口が少ない、家屋分散、交通手段が少ない、医療施設が少ない おおむね数日以内(台風、豪雨、交通事故など)		

#### 災害の定義

## ③災害発生のメカニズム

▶地震や台風、あるいは事故やテロ行為が発生したから といって、必ずしも災害になるわけでない。

- ▶災害の原因となる事象(ハザード)が発生した状況の 脆弱性と社会や人々の防災力の関係で発生
  - ⇒通常、災害をもたらすハザード自体を食い止めることは困難であるが、脆弱性を下げ、防災力を高めることで被害を軽減することは可能である。

# 説 明 項 目

- I なぜ災害・国際看護学を学ぶのか
- Ⅱ 災害看護学の基礎(定義と種類)
- Ⅲ 災害時の医療活動で必要なこと

# グループ学習

# Q1:非常時の看護と災害時の看護 の大きな違いは何か?

Q2:災害時の看護において 一番大切なことは何か?

### 災害時の医療活動で必要なこと

- ①新潟県中越沖地震・阪神大震災の教訓
- ②災害による健康被害と疾病構造
- ③災害への対応と医療活動
- ④災害と情報
- ⑤災害看護と法律

①新潟県中越沖地震・阪神大震災の教訓

#### 新潟県中越沖地震の教訓

- 1 発生日時: 平成19年7月16日(月) 10時13分頃
- 2 震央地名: 新潟県上中越沖
- 3 震源の深さ: 約17km
- 4 地震規模: マグニチュード6.8
- 5 各地の震度: 震度6強一新潟県柏崎市、長岡市、刈羽村
  - 震度6弱一新潟県上越市、小千谷市、出雲崎町
- 6 津波: 津波注意報(同日11時20分解除)
- 7 被害: 3年前の新潟県中越大震災の苦難の記憶覚めやらぬ 新潟県に、再び大きな被害をもたらした。

県下20の市町村が被災し、15人の尊い生命が失われ、 重軽傷者2千名を超えたほか、ピーク時には1万2千人 以上の方々が避難所での不自由な生活を余儀なくされた。

## 災害派遣における自衛隊の活動

#### 要請派遣

#### 都道府県知事等から要請を受けて行う派遣

活動の例

#### 救助•救命





衛生支援









- 被災者の「人命救助」を第一優先、じ後「行方不明者の捜索活動」へ
- 被災者の生活の安定を確保するための生活(民生)支援
  - 給水支援 飲料水や生活用水の提供
  - ・ 給食支援-非常用糧食の提供や炊き出し
  - ・ 入浴支援-野外入浴セットや艦艇、駐屯地・基地等の隊員浴場の開放
  - ・ 衛生支援 被災地での応急救護所の開設や巡回診療
- 物資輸送支援 被災地域への様々な救援物資の輸送



#### 阪神大震災の教訓

- 1 発生日時: 平成7年1月17日(火) 5時46分頃
- 2 震央地名: 兵庫県南部(淡路島北端)
- 3 震源の深さ: 約16km
- 4 地震規模: マグニチュード7.3
- 5 各地の震度: 震度7一淡路島、神戸市、西宮市、宝塚市
- 6 被害: 家屋倒壊・都市型災害 死者6,434名、負傷者43,792名

大都市の直下で活断層が動いて起きた地震(直下型

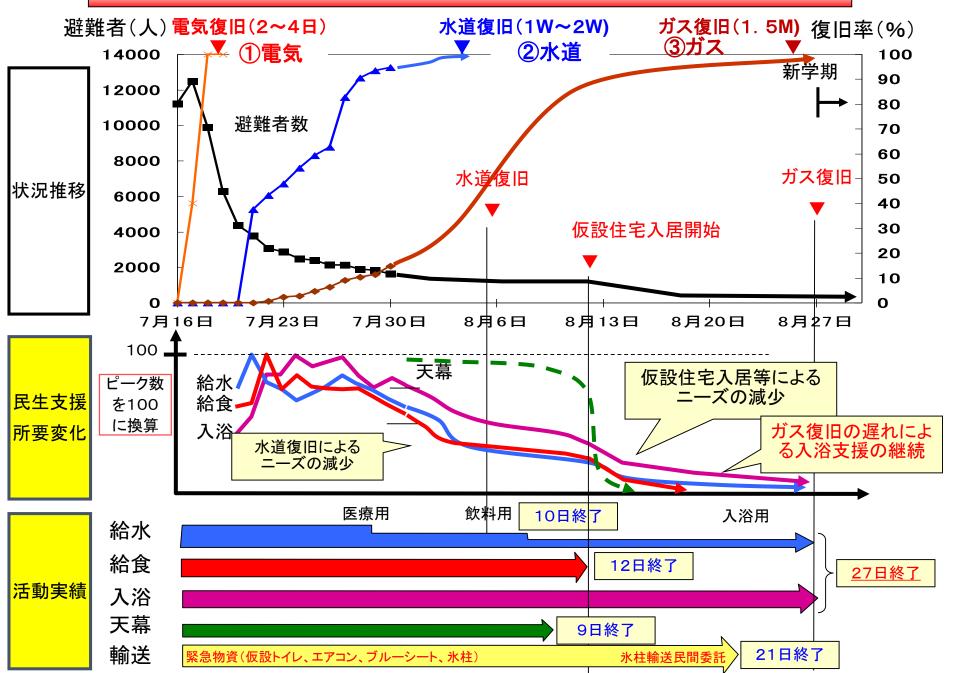
地震)であり、平日の早朝に発生しため、ほとんどの人

が就寝中で倒壊した家屋や家具の下敷きにより死亡

当日の死者の9割は、1時間以内に圧死・窒息死

7 救出者:2割が消防、警察、自衛隊等による救出 → 公助 8割が家族、友人、隣人等による救出 →共助

#### 中越沖地震における民生支援所要の変化と活動実績



#### インフラ(特に電気・水)寸断が及ぼす波及被害

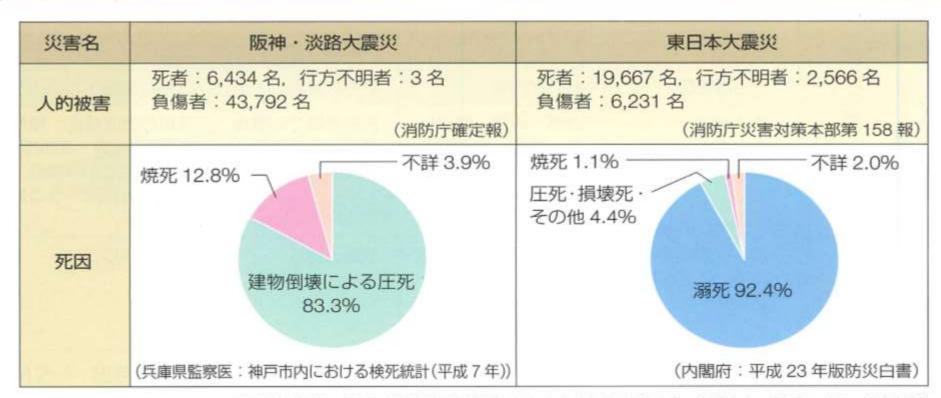


# ②災害における健康被害と疾病構造

#### 災害の種類と健康被害

#### ●災害と健康被害

- ▶災害によって生じる健康障害は、災害の種類や地域によって様々である。
- ▶また、同じ災害であっても、その後の時間経過にそって疾病構造は変化する。



(厚生労働省:第2回災害医療等のあり方に関する検討会,資料1.2011より一部改変)

### 災害(自然災害)と疾病構造

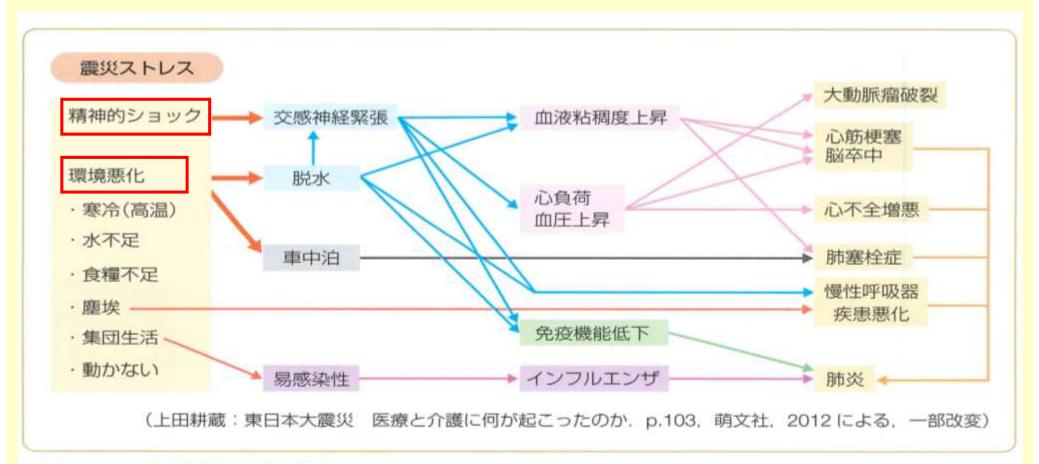
災害の種類		急性期		慢性期	
		おもな要因	おもな疾病	おもな要因	おもな疾病
自然災害	地震	建物倒壊や火災な どの直接的外力, 感染症	頭部・胸部・腹部外 傷,熱傷,四肢の骨 折挫傷,圧挫症候群 とその後の急性腎不 全,創感染,破傷風	長期避難での環境 変化、運動不足、 心身のストレス	深部静脈血栓症,慢性 疾患(糖尿病・高血圧・ 脂質異常症)の増悪, 生活不活発病,うつ病, 自殺企図
	津波	溺水、漂流物との 衝突、低体温症、 感染症	津波肺(汚水を吸い 込んだことによる呼吸器感染),頭部・ 胸部・腹部外傷,四 肢の骨折挫傷,創感 染,破傷風	地震と同じ	地震と同じ
	台風. 洪水	飛来物・落下物と の衝突, 転落, 溺 水, 埋没窒息(土 石流や土砂くずれ など), 感染症	汚水を吸い込んだことによる呼吸器感染, 頭部・胸部・腹部外 傷,四肢の骨折挫傷, 創感染,破傷風	衛生環境悪化, 媒介動物(力, 八工, ネズミ)の繁殖	水系感染症(赤痢・コレラ・カンピロバクター感染症), 細菌性食中毒, 下痢症, A型肝炎, 腸チフス, パラチフス, マラリア, デング熱
	火山爆発	噴石飛来,火砕流, 火山性有毒ガス	外傷,熱傷,高温ガスによる気道熱傷, ガス中毒	火山灰,長期避難 での環境変化,心 身のストレス	慢性気管支炎, アレル ギー, 塵肺, うつ病

### 災害(人災災害)と疾病構造

災害の種類		急性期		慢性期	
		おもな要因	おもな疾病	おもな要因おもな疾病	
人為災害	大規模交通事故	高速衝突	外傷(頭部・胸部・ 腹部・骨盤四肢), 圧挫症候群,四肢の 骨折挫傷, 創感染, 破傷風	悲惨な事故の記憶, 心身のストレス	PTSD, うつ病, 外傷 後遺症
	爆発	爆発による衝撃波, ガラスや金属片な どの飛来物, 家屋 倒壊	熱傷, 肺挫傷, 鼓膜 破裂による難聴, 眼 外傷による視力障害, 四肢の骨折挫傷, 創 感染, 破傷風	大規模交通事故と同じ	大規模交通事故と同じ
	化学物質 事故	有毒物質、有毒ガス	ガス中毒	有毒ガスの後遺症, 悲惨な事故の記憶, 心身のストレス	神経障害, PTSD, う つ病
	放射線事故	外部被曝	急性放射線障害(骨 髄破壊,腸管障害, 皮膚障害),放射線 宿酔,リンパ球減少	内部被曝,遺伝子 異常	皮膚ケロイド, がん (白血病, 甲状腺がん, その他のがん), 骨髄 異形成症候群(MDS)

#### 災害関連死

- ●災害が間接的原因となる「災害関連死」⇔ 「災害による直接の原因」 (警察による検視)
  - ▶災害後の環境の変化 (避難所生活の疲労・ストレス、慢性疾患の悪化、医療機関の機能低下の影響)
  - ▶復旧活動中の事故・過労による突然死、心労・精神的ショックによる自殺など



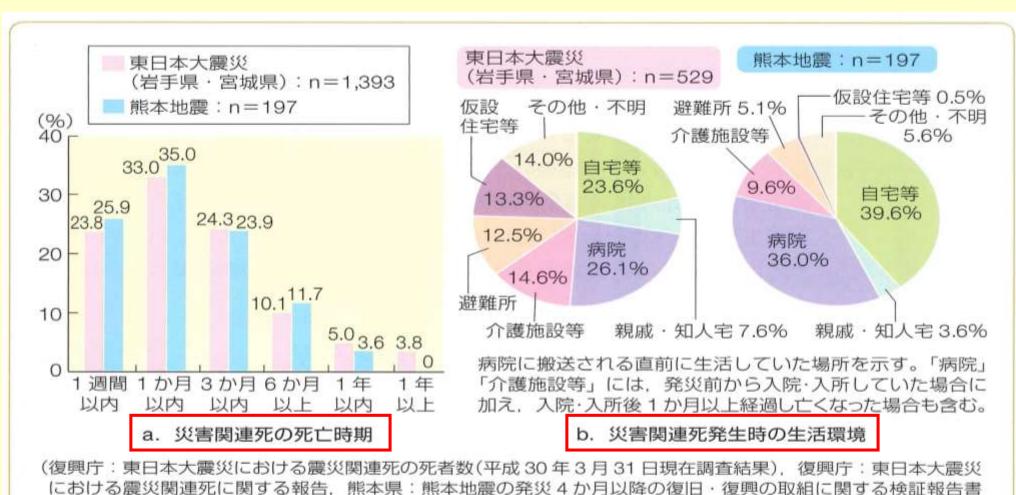
▶図 2-5 災害関連死の発生機序

#### 災害関連死の死亡時期・生活環境

●東日本大震災と熊本地震の分析

より作成)

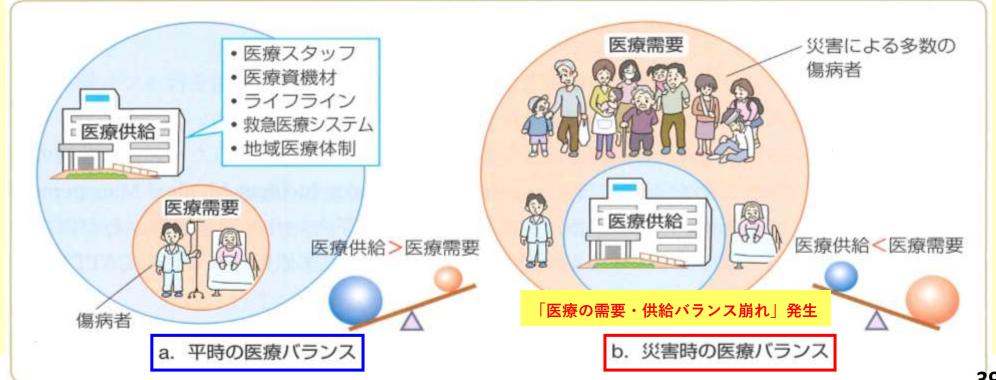
- ▶災害関連死の88%以上が66歳以上の高齢者
- ▶認定された時期は震災後2年以内が87%



38

#### 災害医療(看護)の特徴

- ●災害時の医療(看護)の考え方
  - ▶平時の医療(看護)は発生する「医療需要」に対し、必要な「医療供給」を十分に提供できる環境
  - ▶災害時の医療(看護)は、「医療の需要」に対して「医療側の供給」が足りない状況下の医療
    - ⇒ 大規模地震災害では、多数の傷病者の発生や電気・ガス・水道などのライフラインの途絶が発生、 医療機関も損壊して検査機器・治療設備が使用できなくなる。また医師や看護婦などを病院職員も 被災者となるため、必要な人員が参集できる可能性が低い。★自分が・家族がけがをしないこと!



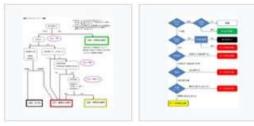
#### 救急医療と災害医療の差異

救急医療は、患者に対して十分な医療を供給できる環境下で行われる医療であり、例え突発的な発生であったとしても、いわば 「日常的に行われる医療」 の一部である。
 医療関係者の手により 「患者にとって必要とされるすべての医療」 が施される。

これに対して災害医療は、事前に予測困難な災害の発生時において、急激な傷病者の増加に対して医療の供給が全く追いつかない状況下で行われる医療であり、場合によっては電気・水道などのインフラ施設も被災し停電・断水 といった状況の中、医療機関への医薬品や衛生材料の供給もストップするなど、想像以上に過酷な状況の中でも行わなければならない。

混乱する現場・殺到する傷病者に対して、手元の 「限られた医療資源」 を有効に活用することで、何とか1人でも多くの人命を救うことを求められる医療である。 従って、**災害医療では、平時に行われる救急医療のような 「患者にとって必要とされる全ての医療」を提供することは、最初から不可能**である。 このことは、患者側に もきちんと説明をして 理解してもらわなければならない。

● 災害医療では、トリアージひとつ取っても、救急医療とは「時間のかけ方」が異なる。 救急医療では一人の患者につき2~3分をかけてトリアージを行うが、災害医療では、一人の患者に対して1分の時間をかければ、仮に60人の患者が一度に来たとした場合、60番目の患者は医療機関に到着後、重症が軽症かも分からない状態のままで 60分(1時間)以上も放置される、という事態になってしまう。実際の災害時には、患者数が60名程度で済むはずは無く、このあとに診察や応急処置・手術が待っているため、トリアージの後も 更に時間がかかる。 このため、患者1人あたり 30秒以内でトリアージが完了出来るよう、「START (Simple, Triage And Rapid Treatment) 式トリアージ」という、平時に行うものより簡素化されたトリアージ法が行われる。

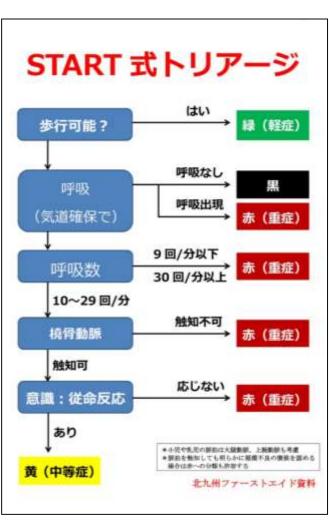


START式トリアージ START法による診断フローチャート。

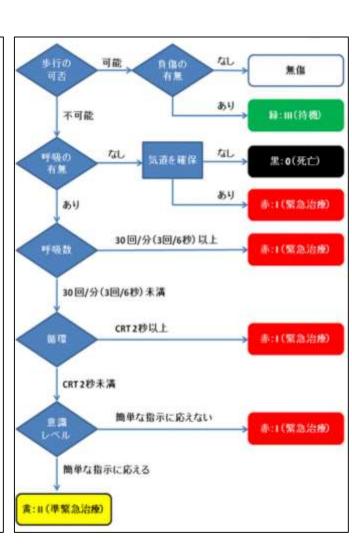
- 実際の災害発生時に災害医療を主に担当するのは、平時に救急医療に携わっている医療関係者である。しかし「災害医療」と「救急医療」はこのように本質的に全く異なる医療であり、傷病者一人ひとりに対して、平時のような100%の医療は、現実的には提供できない。
   単純に「救急医療の規模が大きくなったものが災害医療だ」と勘違いすると、実際の現場に出た時に救えたはずの命が失われかねない。
- 災害医療では、一人の患者にかける医療の「質」よりも、いかに多数の患者に対して、限りある医療を効率的・効果的に提供できるか、という観点が常に要求される、という点でも特殊である。また、災害が長期化した場合には、必要とされる医療の内容が変化する、というのも大きな特徴のひとつである。 狭義の災害医療とは、災害時の急性期・初期医療のことであるが、それは永久に続く訳ではない。目安として、おおむね72時間を超過すると、発見される被災者の救命率は大幅に低下する(72時間の壁)。

その後受診する患者の多くは、災害前からの基礎疾患(高血圧や糖尿病、認知症など)や、精神的疾患(不安感、不眠など)が主となっていき、発災後3日目以降になると、急性期の災害医療を得意とする DMAT(災害派遣医療チーム)は、現地からの撤退時期の検討をはじめる。 一方、崩壊した被災地の地域医療を支援するため、DMATと入れ替わるように被災地へ派遣されるのが JMAT(日本医師会災害医療チーム)である。

#### 災害医療におけるSTART式トリアージ







橈骨動脈(とうこつどうみゃく):肘から手首にかけて走る動脈

# ③災害への対応と医療活動

## 御殿場市災害対策本部の活動状況(4.8.25)



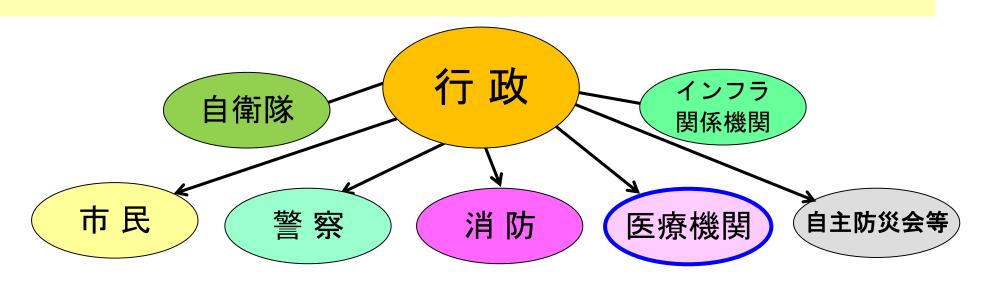






#### 災害対応に関わる職種間・組織間連携

- ◆ 行政の統制の下、消防、警察、自衛隊、医療機関、自主防災会及びインフラ等 関係機関がそれぞれの特性や能力を最大限に発揮して対応
- ◆ 災害発生に際して、速やかに初動体制を確立するとともに、人命救助・救護、 行方不明者の捜索、避難所・救護所の開設及びライフラインの途絶などに伴う 給水・給食支援・仮設トイレの設置の民生支援等災害時応急対策を優先に対応



災害対応は「行政の責任」=普段からの連携・良好な関係が重要

# 震災における一般的活動

			第I期	第II期	第III期	第IV期							
段	階	予 防	即時対応期	即時対応期 応急対応期 本格対応期		復旧・復興期							
区	分		(発災当日)	(1~3日程度)	(3日~1W)	(1W~数年)							
状 況 ★ 前震 ★ 地震発生 被害状況の判明/避難所運営													
			★ ライフライン(電気・水道・ガス・電話・交通等)寸断 ★火 災 ★津 波 // 富士山噴火										
災対	害応	防災教育 防災訓練 防災会議 ・ 非常 の 備 え	<ul> <li>◆自助(先ずは自分自身で身を守る!)</li> <li>◆共助(地域の人々がお互いに助け合う!)</li> <li>◆公助(行政を中心とした様々な対応、大規模災害では行政機関も被災)</li> <li>緊急対策(救命・救出 た急対策(ライフライン復旧)</li> <li>復旧・復興対策 (社会基盤の再建)</li> </ul>										
策才	書対 本部 行動  ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** *												
活内	動容	防災訓練 - 待機任務	● 初動体制確立 ● 人命の救助 ● 避難所の開設	<ul><li>救護所の開設</li><li>行方不明者の捜索等</li></ul>	<ul><li>登 生活支援</li><li>● 復旧支援等</li><li>仮設住宅建設</li></ul>	●ライフラ インの復旧 ● 生活再建							

#### 御殿場市災害対策本部組織図

#### 意思決定機能

#### 本 部 室

#### 本部員会議

#### 本部長

副本部長

危機管理監

#### 災害対策本部員

- ① 教育長
- ② 企画部長
- ③ 総務部長
- 4)市民部長
- ⑤ 健康福祉部長
- ⑥ 環境部長
- ⑦ 産業スポーツ部長
- ⑧ 都市建設部長
- 9 教育部長
- ① 会計管理者
- ⑪ 議会事務局長
- ⑫ 広域行政組合事務局長
- ③ 域行政組合消防長



#### 補佐機能

総括班(危機管理課)

#### 本部室付班

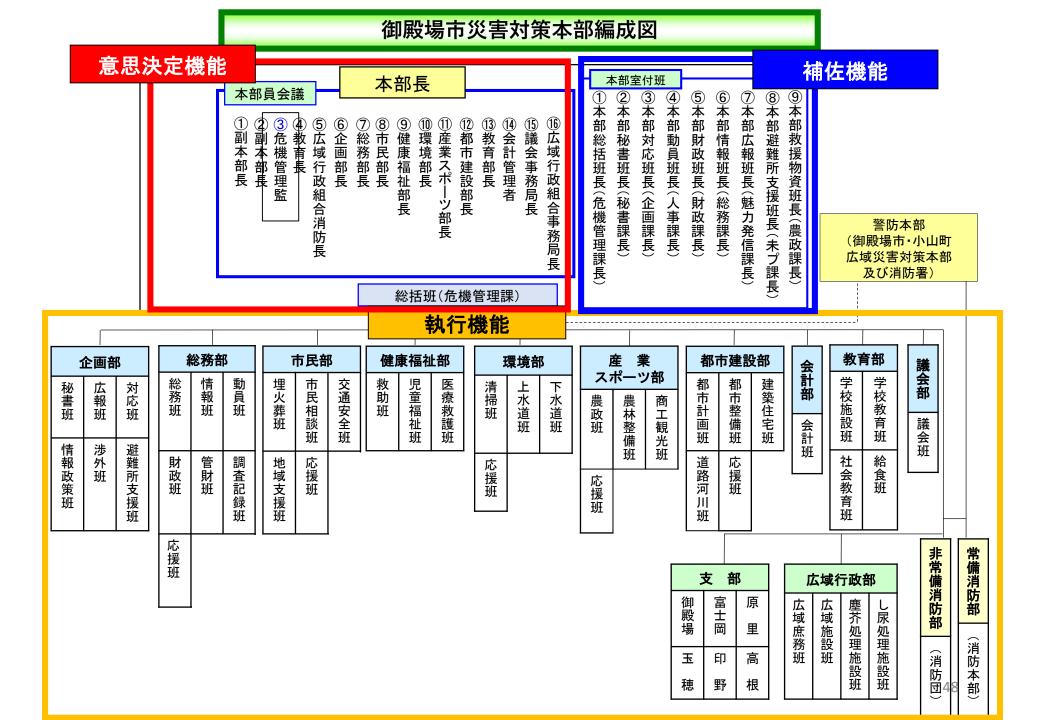
- ① 総括班長(危機管理課長)
- ② 秘書班長(秘書課長)
- ③ 対応班長(企画課長)
- ④ 動員班長(人事班長)
- ⑤ 財務班長(財務課長)
- ⑥ 情報班長(総務課長)
- ⑦ 広報班長(魅力発信班長)
- ⑧ 避難所支援班(未来プ課長)
- ⑨ 救援物資班(農政課長)

#### 執行機能

#### 支部(対策会議)

- ① 企画部(秘・魅課)
- ② 総務部(総・人課)
- ③ 市民部
- ④ 健康福祉部
- ⑤ 環境部(環・リ・上課)
- ⑥ 産業スポーツ部
- ⑦ 都市建設部(道·管課)
- 8 会計部
- ⑨ 教育部(教総課)
- ⑩ 議会部
- ① 広域行政部
- ① 支 部
- ③ 非常備消防部
- (4) 常備消防部(警防課) 47

警防本部(御殿場市・小山町広域行政組合消防本部及び消防署)



#### 地震発生に伴い発生する被害・事象・影響

#### 地震の発生 (規模・時期気象 等)



#### (状況不明)





対応体制の構築

(もしかしたら?)



建築物倒壊・流失

崖崩れ、宅地崩落

液状化, 地盤沈下

ため池決壊

文教施設損壊

医療施設損壊

道路・橋梁損壊

河川施設損壊

港湾施設損壊

空港施設損壊

鉄道施設損壊

砂防施設損壊

清掃施設損壊

農地流失・埋没

ライフライン損壊

船舶流失•損壊

家屋等流失

養殖施設の流失

農地へ海水流入

倒 壊

火災・炎上・爆発

汚染物質の流出

死者 · 行方不明者

火災の発生

負傷者の発生

避難者の発生

庁舎・職員の被災

学校施設閉鎖

医療機能の低下

道路の不通

鉄道の運行停止

港湾 • 空港閉鎖

瓦礫の発生・散乱

水

の不通

ガス供給停止

下水道使用停止

農漁業基盤の喪失

土壌・作物の汚染

農作物等の汚染

(水) 汚染

工場・発電停止

震災孤児の発生

帰宅困難者の発生

孤立地域の発生

行政機能の不全

応急対処の遅れ

避難所開設制約

応援部隊進出遅延

救助活動の遅延

→ 消火活動の遅延

医療活動の制約

救援物資輸送遅延

遺体処理の制約

瓦礫処理の所要大

事業所閉鎖・移転

流通機能のマヒ

燃料の不足

農漁業活動の停止

外国人の国外退去

被 害

資機材 · 電力不足

広地域立入禁止





原発施設等損壊

コンビナート

(大津波)

# 災害対策の流れ



#### 災害対応の原則

準備したものでなければ機能しない、事前の備えが不可欠

避難勧告等の発令は、 「空振り」を恐れず、判 断基準に基づき発令

・最悪の事態を想定して、疑わしきときは行動せよ

#### 災害対策関連法 各種防災計画

## 御殿場市災害対応務担当分掌(平時:課・災害時:班編成)

	実施項目	細部実施內容	担当			
	①災害の備え	〈減災対策〉 ❶ハザードマップ・被害想定の作成 ❷地域防災計画・業務継続計画・受援計画の作成 ❸災害対策本部 マニュアルの作成 ❹物資・資材等の備蓄 ❺災害協定締結 ❺住民啓発・防災教育・訓練の実施	◎危機管理課			
平 時		〈被害抑止対策〉 ●河川堤防・防潮堤・ダムなどの国土保全対策 ❷防災施設の整備、建築制限③ 建物・設備等の耐震化 ④非構造物、工作物等耐震化 ⑤気象・気象の観測・観測の充実・強化	◎都市建設部 ⑤総括班			
	②警報避難	❶災害警戒本部の開設 ❷警戒等の収集・伝達 ❸避難指示等発令 ❹避難場所開放の指示 ❺避難誘導	◎総括班			
	③人材育成	<b>①</b> 訓練 ②研修	◎危機管理課			
	④応急活動	<ol> <li>総括班</li> <li>情報班</li> <li>消防本部・医療救護班</li> <li>道路河川班</li> <li>総括班</li> <li>救援物資班</li> <li>総括班</li> <li>帰宅困難者支援班</li> <li>道路河川班(管理維持)</li> <li>清掃・衛生班</li> </ol>				
災害時	⑤被災者支援	<ul> <li>①指定避難所の設置・運営(未来プロジェクト課 ⇒ 避難所支援班、ペット担当:環境課 ⇒ 清掃・衛生班)</li> <li>②災害救助法の適用(社会福祉課・災害救助法担当業務区分) ④避難生活支援(社会福祉課・長寿福祉課)</li> <li>③保健衛生・防疫(健康推進課・救急医療課 ⇒ 医療救護班)</li> <li>⑤ボランティアの受入(本部立上げ:社会福祉協議会との連携)(市民協働課 ⇒ 地域支援班)</li> <li>⑥住宅被害認定調査 ⑦罹災証明書の交付 ③被災者台帳の作成(税務課・課税課 ⇒ 調査記録班)</li> <li>⑨応急仮設住宅の提供、管理(建築住宅課 ⇒ 建築住宅班)</li> <li>⑩生活再建支援金の支給(社会福祉課 ⇒ 救助班)</li> <li>⑪中慰金・義援金・見舞金等の支給(総務課 ⇒ 総務班、社会福祉課 ⇒ 救助班、会計課 ⇒ 会計班)</li> <li>⑫遺体措置・対応(市民課・国保年金課 ⇒ 埋火葬班)</li> <li>⑬相談室(被災者なんでも相談)の設置(くらしの安全課 ⇒ 市民相談班)</li> </ul>	①避難所支援班 ②④救助班(②救急医療関係) ③医療救護班 ⑤地域支援班 ⑥⑦③調査記録班 ④②強築住宅班 ⑩救助班 ①総務班(支援)・会計班 ②埋火葬班 ⑩市民相談班			
	⑥復旧・復興	6復旧・復興 ●復旧・復興基本方針の決定 ②復興本部の設置 ③復興計画の作成 ④経済復興支援 ⑤復興まちづくり ⑤被災施設の復旧 ⑦激甚災害制度(都市計画・都市整備・建築住宅・公園緑地・建築住宅・道路河川・管理維持課)				
	⑦指揮統制	<ul><li>●指揮調整(危機管理課)</li><li>②災害広報(魅力発信課 ⇒ 広報班)</li><li>③安全管理</li><li>●組織間連絡調整</li></ul>	総括班、2広報班			
	⑧対策立案	●災害情報の収集(危機管理課) ②計画立案(危機管理課)	総括班			
	9資源管理	●関係機関からの人的支援 ②物資調達・供給(農政課)③組織環境(庁舎)の維持管理(管財課 ⇒ 管財班)	❷救援物資班 ❸管財班			

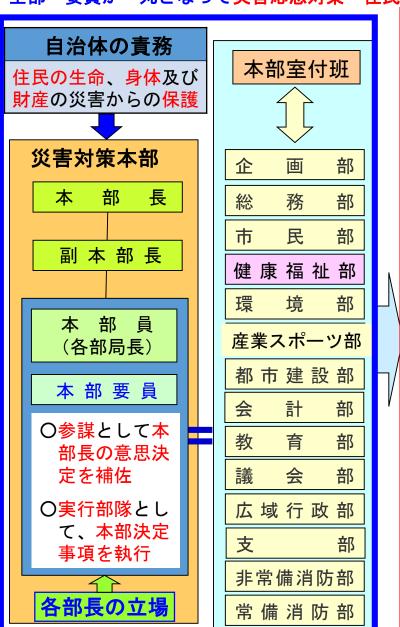
# 主要な災害応急対策

搜索•救助



#### 災害対策本部の執るべき災害応急対策

全部・要員が一丸となって災害応急対策=住民の生命、身体、財産の保護を遂行



#### 実施すべき業務

#### 執るべき災害応急対策

- ◎ 発災当日の被害状況
- ①救護所の開設・運営状況
- ②避難所の開設・運営状況
- ③応急危険度判定実施状況
- ④備蓄物資の配分状況
- ⑤ライフラインの復旧状況
- ⑥観光客への対応
- ⑦遺体収容所の開設・運営状況
- ⑧災害ボランティア本部開設支援
- ⑨農林業施設の被害及び復旧状況
- ⑩安全情報の収集に関する状況
- ⑪市民広報及び報道対応状況
- ⑫職員の被害状況及び再編成
- ③本部施設の被害・復旧状況
- ⑭公用車の集中管理(配車)状況

住民

学 校 (避難所)

町内会、自主 防災会等

管理施設

関係機関

事業者

協定業者

観光施設

マスコミ

社会福祉 協議会

要報情請告報

要要求請

· · 提相連供談絡·

の調達

対整

応

収

伝

医療関係者 (医師会)

国·他自治体

応援部隊

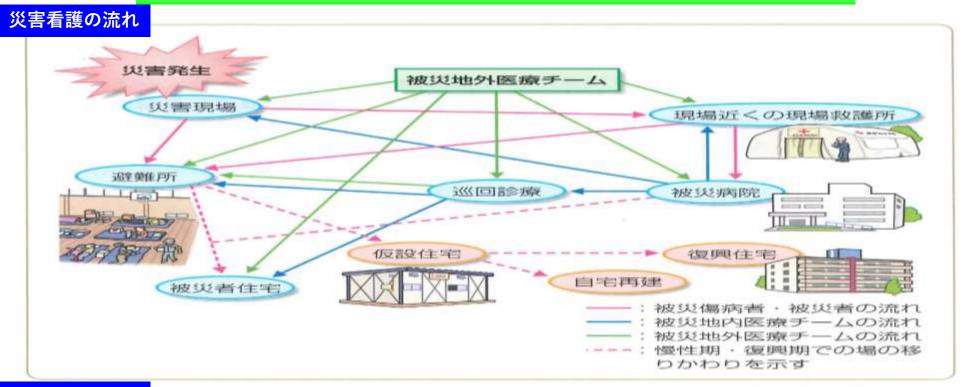
協定締結市

要援護者

在留外国人

その他

#### 災害看護(活動場所と傷病者・医療チーム)の流れ・役割



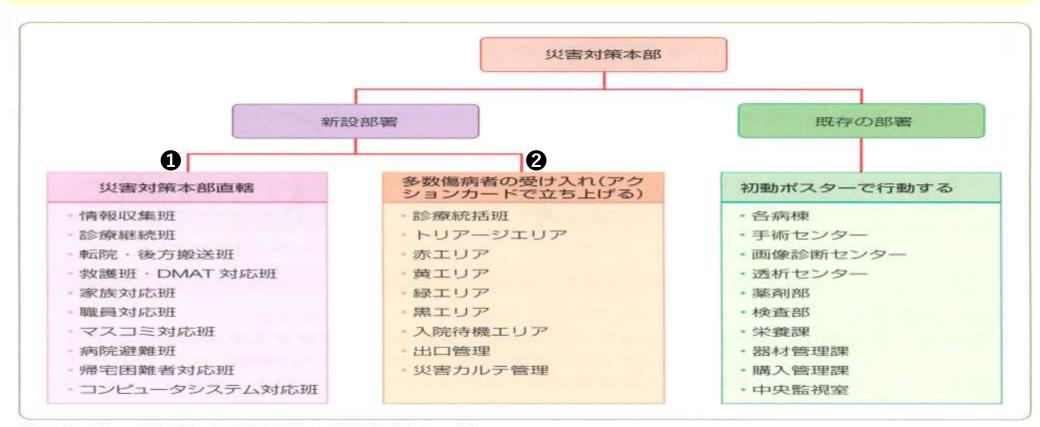
#### 災害看護の役割

- 災害により外傷を負った被災者や、慢性疾患が増悪した被災者などの救命と疾病の 治癒促進への援助を行う。
- 2. 健康障害によって生じた被災者の苦痛を軽減する。
- 3. 被災や避難生活によりこころが傷ついた被災者に対するこころのケアを行う。
- 4. 排泄、食事、睡眠、清潔、プライバシー、被災者どうしの交流、家族や知人との連絡などの生活環境を整備することにより、被災者の健康を保持できるように導く。
- 5. 被災者のなかでも要配慮者に優先度をおき、他職種と協働し、生活に視点をおいた 援助活動を行う。
- 6. 被災者がもとの生活に向けて、自立的に復興していこうとする力を支援する。
- 7. 平時に自助・共助としての防災力を備えるように、人々を支援する。

#### 災害時の医療施設の組織体制の一例

#### ●病院等の「災害対策本部」

- ▶病院全体で災害対策を行うために、医師・看護師・事務員などの経営幹部によって速やかに「災害対策本部」が設置される。①本部直轄:情報収集、救護班・DMAT・マスコミ対応など ②多数傷病者受入れ班:看護師は、既存の部署に加え、主に②の部署で活動
  - ⇒ 災害対策本部の役割は多岐にわたり、情報の集約・分析、災害対応のための判断と決定を行う。



#### 災害医療(看護)において重要なこと

- ●災害医療(看護)における専門職の協働
  - ▶特に、重要なのは「専門職の協働」と「初期段階におけるスピード感」
  - ▶長期の避難生活は、避難者の心身の健康管理、感染症予防、中長期の医療体制の構築など、通常の医療の範囲には含まれない様々な分野を総括する活動となるため、多くの職域との協働が必要となる。
    - ⇒ 救援における医療従事者以外の専門職 (職域) との協働
      - ①捜索と救援および安全確保(主に、警察・自衛隊・消防・救急が担当)
      - ②食糧と水(主に、自治体が担当)
      - ③住まいと衛生(主に、自治体が担当)
      - ④医療と健康管理(主に、医療者が担当)
  - ▶災害対応は、発災時から多数の機関と職種間の協働によって成り立っており、各組織間の連絡と情報共有、調整作業が極めて重要となる。
- ★ 各組織・職種が協働して効果的に救援活動を行うためには、共通の認識と言語が不可欠
- ⇒ 『CSCATTT』:指揮・統制、安全確保、情報共有、アセスメント、トリアージ、治療、搬送

#### 災害医療実施のための体系的なアプローチ(CSCATTT)

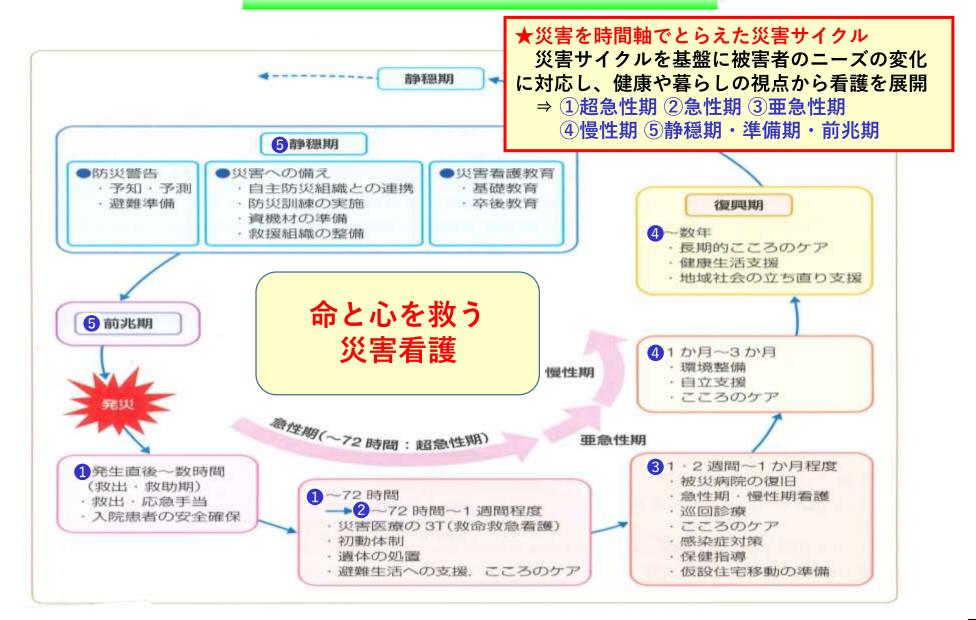
- ●災害医療(看護)における共通言語: CSCATTT (スキャット)
  - ▶災害医療に従事する、多くの職種に定着している「基本原則」
    - ⇒ CACSを医療管理項目(基盤・マネジメント)、TTTを医療支援項目といい、

「CSCA」体制確立(基盤)なくして⇒「TTT」が円滑に機能せず。

- ① C:組織化された指揮命令系統・組織間の相互協力体制の確立
- ② S:現場における安全確保 ③ C:各種手段により関係機関との意思疎通・情報伝達
- ④ A:現場における多角的な評価・判断 ⑤ T:負傷者のトリアージ(優先順位等決定)
- ⑥T:応急処置 ⑦T:後方·広域搬送

	項目		体制整備のポイント(例)
Medical Management	C : Command & Control	指揮と統制	本部対策室、組織体制、機関連携、ネットワーク
(マネジメント)	S : Safety	安全確保	制服、耐震対策、防寒避暑対策、安否調査
	C : Communication	情報伝達	情報・通信ツール(SNS を含む)、関係者名簿
	A : Assessment	評価	訓練、避難所シミュレーション、災害時要援護者の把握
Medical Support	T : Triage	トリアージ	スキル研修・訓練、タッグの整備、トリアージ資器材
(実践)	T : Treatment	治療	救護所設置用資器材、配備計画、訓練
	T : Transport	搬送	搬送用資器材、搬送技術訓練

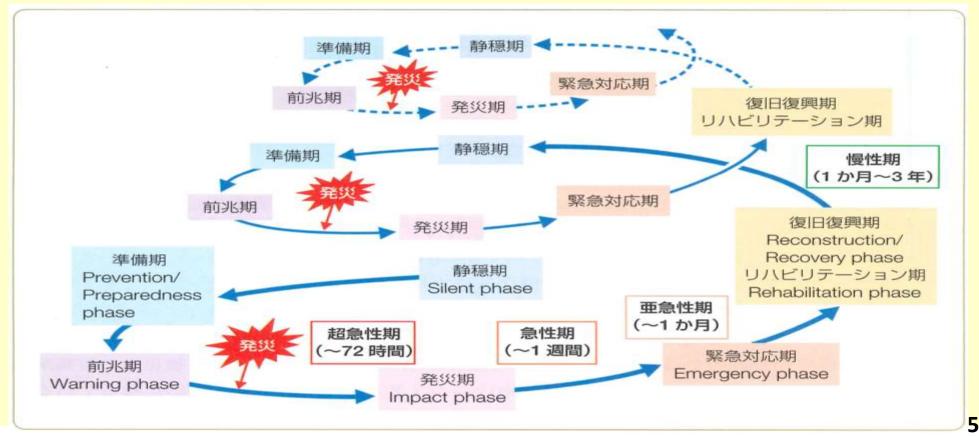
#### 災害サイクルに対応した看護活動



#### 災害サイクルから考える災害医療

#### ●災害サイクル

- ▶災害発生以降の被害の様相について、人に及ぼす影響を時相(フェーズ)毎に考え、パターン化した「災害サイクル」を理解し、適切に準備することにより、効率的な災害対策を構築することができる。
  - ⇒★発生①超急性期(発災~3日程度:発災・数時間・3日)②急性期(3日から7日程度まで)
  - ③亜急性期(7日から1か月程度)4慢性期(1か月~3年程度)5静穏期・準備機・前兆期



#### 災害サイクル(超急性期)

#### ①超急性期 (~72時間)

#### ①発災から数時間:

被害状況が確認できず災害現場は混乱し、発災直後から少なくとも数時間は速やかな 現場支援は不可能

⇒災害対策本部の設置、各機関への連絡が主体、被災者による自助と共助が中心

#### 2数時間から3日程度まで:

被災者の救出と救助が消防・救急・自衛隊・警察などの機関が中心となり行われ、

#### 最も医療ニーズが高まる時期

- ⇒トリアージに基づく応急処置、救命治療と高次医療機関への搬送がDMAT(災害派遣医療チーム)・日本赤十字救護班・地域医療班や災害拠点病院により行われる。
- ⇒発災後1日目ごろから社会的支援が始まり、被災者の避難と衣食住への支援が開始



#### 災害サイクル(急性期)

#### ②急性期 (~1週間)

被害状況が少しずつ把握できるようになり、ライフラインが復旧し始めて、 外部支援の受け入れ態勢が確立される。

- ⇒救助やトリアージは一段落し、集中的に治療が行われる時期
- ⇒新たな外傷患者の発生は減少するが、避難所への巡回診療で

重症患者などが見つかることもあり、注意を要する。



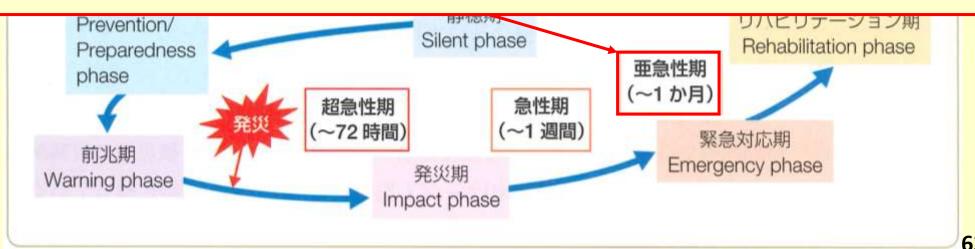
#### 災害サイクル(亜急性期)

### ③亜急性期 (~1か月)

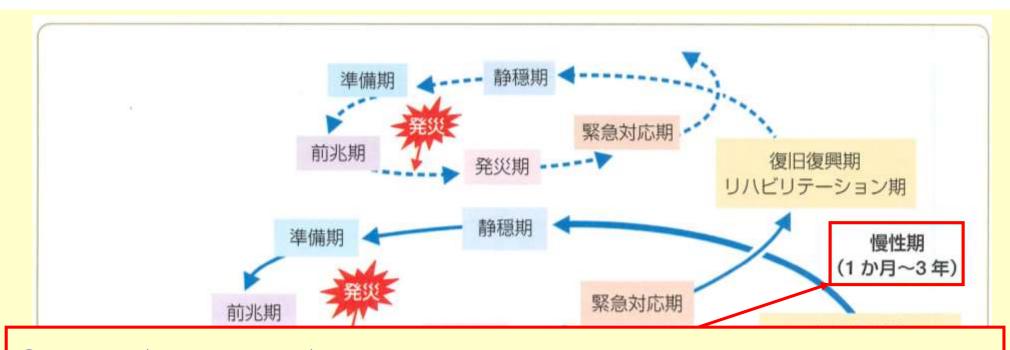
被災地の医療機関やライフライン、交通機関は徐々に復旧し、それに伴い

DMATや日本赤十字社救護班などの医療支援は撤収することになる。

- ⇒殆どの緊急的治療は終了しているが、被災前から抱えていた慢性疾患の増悪
- への対応や、被災者の心理的ストレスに対応した支援などが必要となる。
- ⇒避難所の感染症対策や衛生管理など、被災地の公衆衛生活動も重要となって くる。



#### 災害サイクル(慢性期)



## ④慢性期 (1か月~3年)

ライフラインの復旧が進む。避難生活は長期化しているが、避難所から仮設 住宅へ移るなど、徐々に被災地の復興が始まる。

- ⇒被災者のニーズも医療から福祉へと次第に移っていく。
- ⇒生活習慣病の発症や慢性疾患の増悪、心的外傷後ストレス障害(PTDS)や抑うつ傾向を生じる被災者も多く、長期的な見守りが必要となる。

#### 災害サイクル(静穏期・準備期・前兆期)

- 5静穏期・準備期・前兆期
  - 1静穏期:

災害から復興し、生活の質や環境の改善から心身ともに回復に向かい、社会復帰を果たす時期

2準備期:

再び起きる可能性のある災害に向けた予防とリスク低減のための新たな検討がなされる時期

- ⇒国、地方自治体、医療機関、地域住民などが連携し、災害対策に取り組むことが必要となる。 業務継続計画 (BCP)や災害対策マニュアルの作成、法制度の整備、防災訓練などの行う時期
- ⇒医療機関では、災害時に対応できる人材の育成や資機材の備蓄を行う時期
- 3前兆期:

いつ起こるか分からない災害が迫ってくると、その直前の準備と避難のためのフェーズとなる。



★災害サイクルは、災害が繰り返し発生していることを前提

⇒ 各フェイズの特性を学び、発生する事象に対して対処要領を考え、 先行的かつ適時適切に医療・看護活動をしなければならない。

#### 災害と感染制御

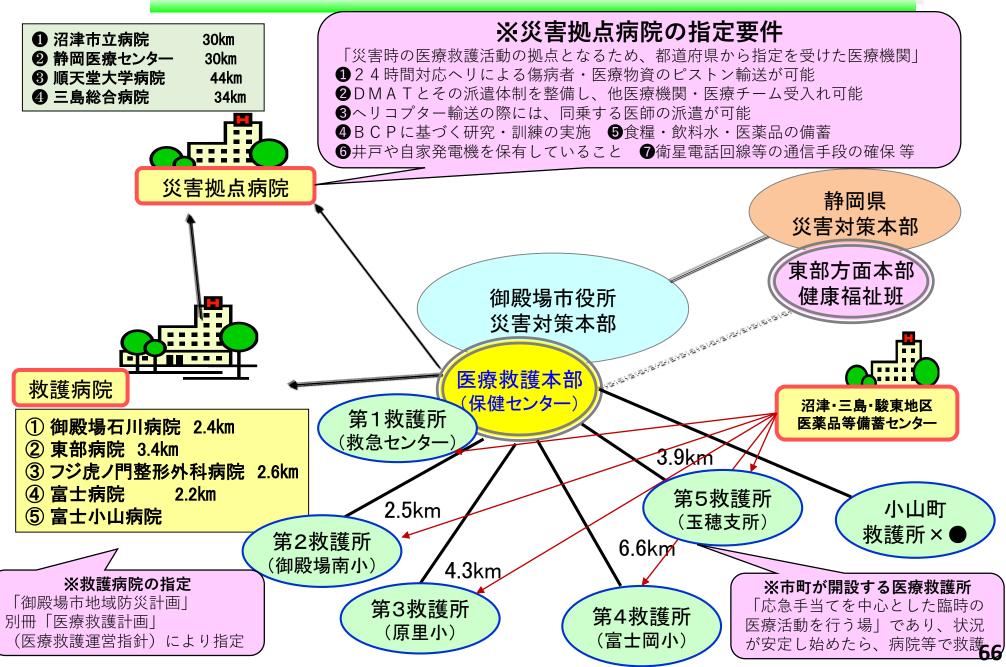
#### ③災害と感染制御

▶災害発生後は、ライフラインが破綻し、水洗トイレが使用不能、手指洗浄不可、ごみ置き場の衛生環境の悪化などにより、被災地の人々の感染の危険性が急激に高まる。⇒「感染リスクの抑制」が重要

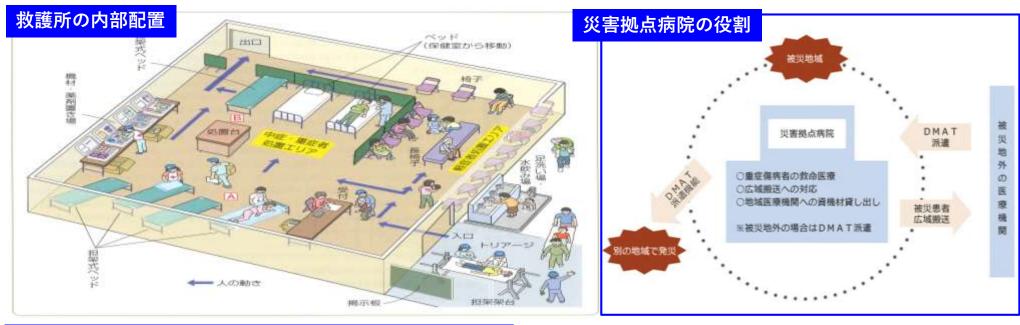
			•
	時間経過 被災地の状況 (感染対策目標)		災害時に問題となる主な感染症
1	平時	・ライフライン、通信機器の機能、衛生環境は維持 ⇒ 発災後に迅速かつ効率的な活動を実施するための準備 (組織作り、研修・訓練、パンフ作成、保険教育)	
2	超急性期(発災直後)	・DMAT・消防・自衛隊が活動を開始、施設・通信機器 が破壊され、正確な情報収集が困難 ⇒災害・外傷に特徴的な感染症への対応(右:■)	災害特異な感染症:破傷風、ガス 集 壊疽、誤嚥性肺炎、創部感染など
3	急性期(避難所開設)	・自治体指定の避難所が開設し、住民が参集し始める。 ・ライフライン、通信の復旧活動の開始、遺体の収容・ 検視・安置を開始 ⇒ 密集した集団生活に伴う感染リスク制御(右:■■)	<ul><li>感 飛沫感染:飛沫核感染する感染症: インフルエンザ、麻疹、風疹、手足口病、 ムンプス、水痘、髄膜炎(小児)</li><li>食 消化器感染症:感染性下痢症 (腸管出血性大腸菌、サルモ</li></ul>
4	亜急性期 (避難所生活)	・医師会・日赤・災害支援ナース・保健所その他の医療 班の活動が主体、住民は避難所から帰宅・往復、慰問・ 支援者の増加 ⇒集団生活の長期化に伴う感染症流行やリスクの制御が 必要(右:■■■)	が 大き リスク
5	慢性期(仮設住宅)	・被災地の医療機関が活動を再開、医療班が撤収、住民が自宅の整理作業を開始、慰問・支援者の減少 → 不十分な住環境に伴う感染リスクの制御	期 内

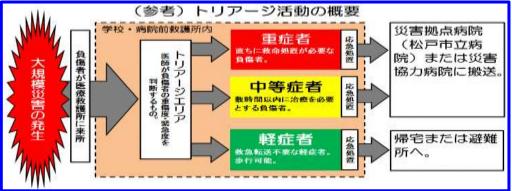
65

## 災害医療対応の整備(御殿場市・小山町の災害医療体制)



#### 災害医療対応の整備(救護所・災害拠点病院)









- ★ 阪神・淡路大震災を教訓に、我が国の災害医療対応の整備は大きく前進
  - ⇒ ①トリアージの概念の普及 ②災害派遣医療チーム (DMAT) の養成
    - ③災害拠点病院の整備 ④広域災害救急医療情報システムの構築など

# 熱海市伊豆山土石流災害における医療支援

(DMAT・DPAT・DWAT・保健師・看護師支援)

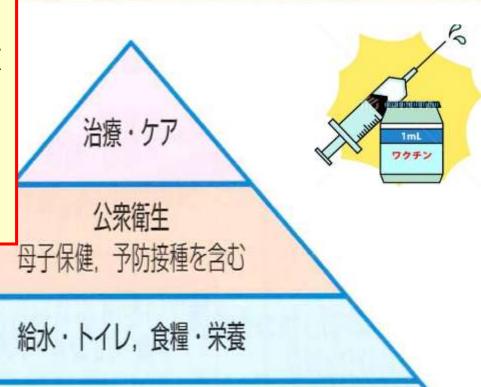
	区分	活動内容	活動場所	7 / 3 · ±	7 / 4 · 日	7 / 5 · 月	7 / 6 · 火	7 / 7 · 水	7 / 8 · 木	7 / 9 · 金	備考
1	<b>DMAT</b> (災害派遣医療 チーム)	・災害現場の救助チームの健康管理 ・避難者の健康管理 (5チームが参集し活動)	・現場指揮所 ・県調整本部(県庁) ・熱海地域DMAT活動拠点本部 (熱海保健所)	4	6	7	8	8	8	8	単 位 (チーム)
2	<b>DPAT</b> (災害派遣精神医療 チーム)	・避難者の精神面の健康管理 ・日本赤十字社派遣職員との連携 (避難者の相談対応・ストレス解 消) ・JDMORT(日本災害死亡者家族支援 チーム)との連携	・県調整本部(県庁) ・避難所 (熱海ニューフジヤホテル)		2	1	1	1	1	1	単 位 (チーム)
3	<b>DWAT</b> (災害派遣福祉 チーム)	・避難所での要配慮者の介護 ・1チーム5名(福祉施設等職員) ⇒ 静岡県206名を養成 (福祉施設等職員	・市指定の避難所、福祉指南所 ・避難所 (熱海ニューフジヤホテル)	-	_	ı	4	3	3	4	単 位 (人)
4	県保健師	・避難者の健康管理 ・新型コロナウイルスなどの感染症 対策に関する助言・指導	・避難所 (熱海ニューフジヤホテル)	-	_	4	4	4	4	4	単 位 (人)
5	災害支援ナース (県看護協会)	・夜間における避難者の健康管理	・避難所 (熱海ニューフジヤホテル)	-	_	ı	3	3	3	4	単 位 (人)
	計					12	20	19	19	21	

## 災害看護活動実施上のピラミッドアプローチ

#### ★ピラミッドアプローチ

十分な給水、栄養、保健衛生の基盤のない治療行為を中心とした医療救援は、原因の解決には至らず 悪循環を引き起こす。

⇒ 給水・衛生、糧食・栄養を基盤とし、その上 に公衆衛生(母子保健・予防接種を含む。)、更に その上に治療・ケアをおくという国際赤十字赤新月 運動の基本的な救援コンセプト



安全な場所への受け入れ



nd public health. Handbook on war and public health. International Red Cross, 1996をもとに作成)



長島 尚子看護師

#### 救急救命士・防災士・日本 DMAT 隊員

静岡県では東海地震が懸念されており、当院が基 幹災害拠点病院でもあることや災害看護は急性期 から慢性期まで全ての領域で看護が必要とされます。 現在、DMAT(災害派遣医療)インストラクター として災害の研修や教育に関わっています。

#### - 熱海十砂災害での DMAT 活動を経験して-

静岡県立総合病院 長島尚子 近年、地震以外に豪雨などによる自然災害が多くなっています。静岡 DMAT※1として今回、熱海土砂 災害の支援活動を振り返ります。

<本部体制の確立>令和3年7月3日、静岡県に大雨警報、警戒レベル5の記録的な大雨が予測され前 兆期より事前準備として気象、メディアなどの情 報収集をしていた中、熱海市で大規模な土石流災害が発生しました。普段から DMAT 間では「顔の見える関係」を築き情報共有もしていた為、直ち に災害モードに切り替え参集ができました。現地ではすでに静岡県の災害対策本部をはじめ、そこから調整本部、 活動拠点本部が設置され、指揮所 は熱海市の災害拠点病院となりました。静岡 DMAT も現地の情報を入手するために早期の指揮命令系統を確立し、私も本部要員としての活動を開始 しました。

超急性期(発災から72時間)では、「防ぎえた災害死」を減らすために、一刻も早く救命活動を開始しなければなりません。そんな時「60人行方不 明|と情報が入りました。内心焦る気持ちに、被害状況(METHANE情報)は?安全の確保は?医療活動がどれぐらい必要か?EMIS※2は入力できている か?など情報の錯綜、混乱が生じていました。いち早く医療ニーズの情報を確認したいが超急性期には、リアルタイムでの正確な情報収集が難しい 状況でした。メンバー間での情報の取り扱いや表現方法も異なり、 コミュニケーションも上手くいきませんでした。正確かつ迅速な情報を伝達でき るルールを決め、本部業務を手順化し誰もが役割を担えるような体制や共通認識できるフォーマットの作成が必要と感じました。さらに、自分たち が今できることの優先度を見極め冷静に判断すること、行政、各防災関係機関、多職種と「今ある資源をどのように活用し、誰に相談したら問題が 解決するのか、業務の優先順位つけ」等マネージメントしていく事も重要です。

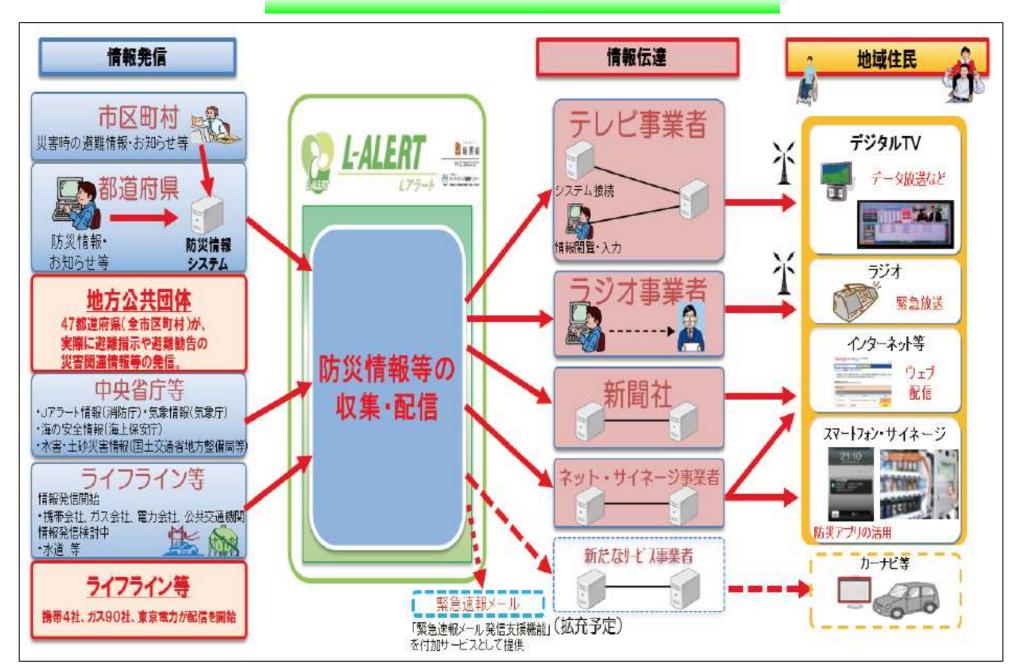
<多職種連携>急性期~亜急性期(72時間~3週間)に切れ目ない支援を、医療チームだけで継続することはできません。被災者の健康観察、疾病の予防、 感染対策、安全、安楽に生活ができるような体制を作るために自治体、多職種と連携をして、人員確保をする必要があります。今回、コロナ禍の対 策として避難場所はホテルで個室管理とし、標準予防策の徹底やワクチン接種も促進されました。精神支援は発災当初より DPAT※3 と連携し、被災 者、救援者ストレスケアに取り組み、遺族支援は DMORT※4 とも協 働し ZOOM を使用した情報交換も行えました。現地での保健師への負担も大きく、 業務軽減の作業分担をしたり声かけ困り事なども伺いコミュニケーションを図り「寄り添える支援」ができました。

<経験から>災害看護は、平時の看護能力が基盤であり「平時にできていないことは災害時にはできない」ため、日頃からの臨床での判断や気づきが 本部支援としても活かされます。静岡 DMAT チームとし て活動できるよう、想定される被災状況の不測の事態をイメージしながら、病院や地域のハ ザードマップの確認や災害リスクを評価しておきます。自己研鑽し、訓練や研修会などで学び、突発的な出来事にいつでも対応できるような「心構 え」が必要です。また、実践活動で得た経験や知識、技術を活かして人材育成に励み災害活動を普及していきます。

- ※1 DMAT(「DisasterMedicalAssistanceTeam | 災害医療派遣チーム)
- ※2 EMIS(「EmergencyMedicalInformationSystem | 広域災害救急医療情報システム)
- ※3 DPAT(「DisasterPsychiattricAssistanceTeam」災害派遣精神医療チーム)
- ※4 DMORT(「DisasterMortuaryOperationalResponseTeam」災害死亡者家族支援チーム)

# ④災害と情報

## L(ローカル)アラートの仕組み



#### 災害と情報

#### ①災害の種類と内容

- ▶災害が発生すると、被災地では被害状況の把握・発信が困難な状況となり、様々な情報の混乱が発生
- ▶災害から人々の命と健康を守るためには、情報が必要な人に対しタイミング良く正確・確実に伝わり、

#### 情報が受けた人がその意味を正しく理解して適時必要な行動を採ることが重要

⇒ 災害情報は、時系列に①危険情報、②避難情報、③被害情報、④生活情報の4つに分類できる。

	情報の種類	意 義	内 容
1	危険情報	ハザードの発生や予測を知らせる情報	気象・地震に関する情報、特別情報
2	避難情報	災害から身を守るために地域住民など に避難行動を促すための情報	避難準備情報、避難勧告、避難指示、警戒区域設置 に伴う立ち入り禁止措置など
3	被害情報	ハザードの発生の結果として生じる被 害に関する情報	人的被害(負傷者数・重症度・避難者数など)、家 屋被害、ライフライン(電気・水道・ガス・通信・ 交通など)の被害など
4	生活情報	災害後、被災者が生活を維持するため に必要な情報	ライフライン復旧、救援物資、住宅の応急修理・再 建、仮設住宅入居、経済支援など

#### ②災害時に収集し伝達すべき情報

- ▶災害時の医療救護現場で必要な情報は、その頭文字からMETHANE (メタン) (細部はページ61)
  - ①M:大事故・災害の発生の宣言 ② E:正確な発生場所 ③ T:事故・災害の種類 ④ H:現場の危険性
  - ⑤A:現場への到達経路・方向⑥N:負傷者数、重症度・外傷の種類⑦E:緊急対応・医療機関
  - ⇒ これら情報を発信者・受信者が共有することにより、安全かつ円滑・的確な医療救護活動を実施 73

## 災害発生時における情報ニーズの変化

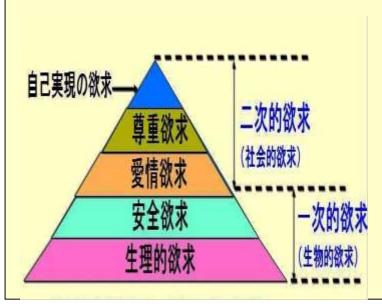
段階	災害発生初期 (発生~ <mark>2・3日</mark> )	静穏期~応急復旧期 ( ~ <mark>1週間</mark> )	復 旧 期 ( ~ 1ヶ月)
情報種別	安全に係る情報	生活の維持に係る情報	生活の再建に係る情報
細部報	等の情報(電	電気、ガス、電話、 は、下水道等の被 害状況と復旧見込み) ②食料、物資等供給 情報 ③風呂、店舗等開業 状況 ・バス等交通機関の ・グランドでは、 は、 類の ・質の 情報 ・グランドでは、 の運行、 では、 質的 には、 では、 の運行、 では、 の運行、 では、 の運行、 では、 の運行、 では、 の運行、 では、 の運行、 では、 の運行、 では、 の運行、 では、 の運行、 では、 のでは	込みと資情報等

# マズローの法則



飢餓などの生理的欲求のような低次欲求が満たされて始めて、より高次の欲求を実現していこうとする動機が現れるとし、5つの動機の階層を規定したもの。

→ そもそも人間とは理性3分、感情7分の動物である。



	欲求のレベル	欲 求 の 内 容	
九人份	自己実現欲求	◎自由、個性、楽しみを求める ◎自分自身を充実させる	
│ 社会的 │ 欲 求 │ (2次)	評価・承認欲求	◎他者から注目、評価を受けたい	
(200)	所属と愛の欲求	◎自分が属する集団の中で 理解され深く受け入れられたい	
生物的	安全への欲求	◎安心・安全を求める	
欲求(1次)	生存への欲求	◎食欲・睡眠欲を癒す	

### 被災者(避難所)ニーズの変化

娯楽・趣味 (ビデオ、漫画本)

現金、電化製品 (テレビ)

プライバシー・嗜好

食料(味、野菜) 衣類(暖、サイズ)

水・食料 毛布等

より快適な環境ニーズへの対応

## ⑤災害看護と法律

### 災害看護と法律

#### ①災害看護における法律を学ぶことの意義

- ▶法治国家の我が国には、100を超える災害関連法規があり、法を「守る」・「を使う」・「作る」
- の3つの視点から、災害看護を学ぶ上で災害関連法規・制度を知ることは極めて重要

⇒特に   5	災害対策基本法」、「災害救助法」、	、「被災者支	援制度(弔慰金・障害見舞金・援護資金)」
類型	<b>予防</b> <b>後害対策基本法</b>	応急	復旧・復興
地震津波	大規模地震対策特別措置法	災害救助法 ・消防法 ・警察法 ・自衛隊法	激甚災害法 <被災者への救済援助措置> ・中小企業信用保険法 ・天災融資法 ・小規模企業者等設備導入資金助成法 ・災害弔慰金の支給等に関する法律 ・雇用保険法 ・被災者生活再建支援法 ・株式会社日本政策金融公庫法 <災害廃棄物の処理> ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律
火山	活動火山対策特別措置法		<ul><li>&lt;災害復旧事業&gt;</li><li>・農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定</li></ul>
風水害	河川法 特定都市河川浸水被害対策法	水防法	措置に関する法律 ・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 ・公立学校施設災害復旧費国庫負担法
地滑り 崖崩れ 土石流	<ul> <li>・砂防法</li> <li>・森林法</li> <li>・特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法</li> <li>・地すべり等防止法</li> <li>・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律</li> <li>・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律</li> </ul>		<ul> <li>・被災市街地復興特別措置法</li> <li>・被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法</li> <li>〈保険共済制度〉</li> <li>・森林国営保険法</li> <li>・農業災害補償法</li> <li>・地震保険に関する法律</li> <li>〈災害税制関係〉</li> <li>災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律</li> </ul>
豪雪	豪雪地帯対策特別措置法		<その他> 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政
原子力	原子力災害対策特別措置法		上の特別措置等に関する法律 78

### 災害対策基本法の概要

国民の生命、身体及び財産を災害から保護し、もって、社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする

#### 1. 防災に関する責務の明確化

- 〇国、都道府県、市町村、指定公共機関等の責務 一防災に関する計画の作成・実施、相互協力等
- 〇住民等の責務 一自らの災害への備え、自発的な防災活動への参加等

#### 2. 防災に関する組織 一総合的防災行政の整備・推進

- 〇国:中央防災会議、非常(緊急)災害対策本部
- 〇都道府県·市町村:地方防災会議、災害対策本部

#### 3. 防災計画-計画的防災行政の整備・推進

- 〇中央防災会議: 防災基本計画
- 〇指定行政機関・指定公共機関: 防災業務計画
- O都道府県·市町村:地域防災計画

#### 4. 災害対策の推進

○災害予防、災害応急対策、災害復旧という段階ごとに、各実施責任主体の果たすべき役割や権限を規定 市町村長に避難の指示、警戒区域の設定、応急公用負担等の権限を付与

<市町村は防災対策の第一次的責務を負う>

#### 5. 财政金融措置

- O【原則】実施責任者負担
- ○【例外】激甚な災害については、地方公共団体に対する国の特別の財政援助等

→激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律

#### 6. 災害緊急事態

- ○災害緊急事態の布告 ⇒緊急災害対策本部の設置
- 〇緊急措置(生活必需物資の配給等の制限、金銭債務の支払猶予、海外からの支援受入れに係る緊急政令の制定)

### ①災害対策基本法 (一般法)

策

災害対策基本法

災害予防

応急救助(**災害救助法**)

対

復旧・復興

(被災者生活再建支援法、災害弔慰金法など

法的枠組み

## 関係する組織等

- •政 府
- ·地方自治体
- ·市 民

## 災害対処に係る段階

• 予 防

基

本

- ·応急対処
- •復 旧

その他の関連法(消防法・警察法・自衛隊法を含む。)

特

性

第一義的な対応者:市民自らによる対応

災害の被害が甚大な場合:政府による対応

※自衛隊等による対処は、政府による災害対処の一部

### ①災害対策基本法 (一般法)

### ①災害対策基本法

▶目 的-1959年の伊勢湾台風を契機に1961に制定された、わが国の防災全体の枠組みを 規定する法律

この法律は、国土と国民の生命、身体、財産を災害から保護するため、①防災計 画の作成、②災害予防、③災害応急対策、④災害復旧の各フェーズにおいて、国や 都道府県、市町村、指定公共機関、住民のそれぞれが果たすべき役割と義務を規定 し、社会秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。(第1条)

▶理 念‐減災の考え方、自助・共助・公助などの考え方などを明記することで、これらを 広く共有し、関係者が一体となって災害対策に取り組む体制を整えていけるように すること。(第2条の2)

主に、災害応急対策においては、人の生命・身体の保護が最も優先してなされる べきことを定める。

- ▶防 災-防災上の配慮として、配慮が必要とされる高齢者や障害者、乳幼児などを要配慮 者として定義、このうち避難行動に関わる配慮が必要な者を避難行動要支援者とし て定義する。 (第49条の 10)
- ▶災害応急対策−災害対策本部立ち上げにより、災害対応を一元的に行う。

(第23条、第23条の2)82

### ②災害救助法 (特別法)

## 災害救助法 (S22年法118) の概要

※平成25年度厚生労働省から内閣府に移管。

「災害対策基本法」を中心に、災害類型に応じて各々の個別法によって対応する仕組みの中で、「災害救助法」は、発災後の応急期における応急救助に対応するための法律である。

メリング 害 対 策 基 本 法

災害予防

応急救助(災害**救助法**)

復旧・復興

(被災者生活再建支援法、災害弔慰金法など

#### 1. 制度概要

- (1)災害救助法に基づく救助は、都道府県知事等の行う「法定受託事務」である。
- (2)都道府県知事等が適用基準に該当する市町村において現に救助を必要とする者に行う。
  - ① 災害により一定数以上の住家の滅失(全壊)が生じた場合(令第1条第1項第1号~第3号)
  - ② 多数の者に生命又は身体への危害が生じ継続的な救助が必要な場合等(令第1条第1項第4号)

S.			A CONTRACTOR OF THE CONTRACTOR
2		市町村 (基礎自治体)	都道府県
救助法を <b>適用しない場合</b>		救助の実施主体 (基本法5条)	救助の後方支援、総合調整(基本法4条)
	救助の実施	都道府県の補助 (法13条2項)	救助の実施主体 (法2条) (教助実施の区域を除く(法2条の2))
救助法を <b>適用</b> した場合	事務委任	事務委任を受けた救助の実施主体/(法13条1項)	対助事務の一部を市町村に委任可 (法13条1項)
94570 x	費用負担	費用負担なし (法21条)	掛かった費用の最大100分の50 (残りは国が負担) (法21条)

### ②災害救助法の概要

#### 1. 目的

○ 災害に対して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、<u>応急的</u> に、必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図ること。

#### 2. 実施体制

- 法に基づく救助は、都道府県知事が、現に救助を必要とする者に行う。(法定受託事務)
- 必要に応じて、救助の実施に関する事務の一部を市町村長へ委任できる。
- 広域的な大規模災害に備えて、あらかじめ他の都道府県と協定を締結したり、発災後に速やかに 応援要請できる体制を整えておくことが望ましい。(応援に要した費用については、被災県に全額求償可能)

#### 3. 救助の種類

- 〇 避難所の設置
- 〇 応急仮設住宅の供与
- 炊き出しその他による食品の給与
- 〇 飲料水の供給
- 被服、寝具その他生活必需品の給与・貸与
- 〇 医療·助産

- 〇 被災者の救出
- 住宅の応急修理
- 〇 学用品の給与
- 〇 埋葬
- 〇 死体の捜索・処理
- 〇 障害物の除去

#### 4. 適用基準

- 災害により市町村等の人口に応じた一定数以上の住家の減失(全壊)がある場合 (令第1条第1項第1号~第3号)
- 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、避難して継続的に救助を必要とする場合等(令第1条第1項第4号)

#### 5. 国庫負担

○ 救助に要した費用のうち、5割以上を国庫が負担する仕組みとなっている。

### ②災害救助法 (特別法)

### ②災害救助法

▶目 的-1946年の南海地震を契機に1947年に制定された法律であり、国が地方自治体や日本赤十字社などの協力のもと、応急的に必要な救援を現物で行うことで、被災者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的とする。(第1条)実際には、法定受託事務(利便性や効率性を考慮して、委任し委任された事務)として国に代わって都道府県が法に基づく救助を行い、市区町村がこれを補助することとされている。

(第13条、第17条)

- ▶適用基準-市町村の救護力をもってしては対応できない程度の規模の災害の場合に適用 具体的な適用基準は、災害により市町村の人口に応じた一定数以上の住家の滅失が ある場合などが設定被害が発生した場合、自動的に法に基づく救助が行われるので はなく、被災都道府県知事の決定による。(御殿場市:80世帯、小山町:50世帯)
- ▶救助の種類-人々の命と健康や当面の暮らしに直結する項目が設定されている。

具体的には、①避難所および仮設住宅の設置、②炊き出しその他による食品や飲料水の給与、③被服・寝具その他生活必需本の給与又は貸与、④医療および助産、⑤被災者の救出、⑥住宅の応急修理、⑦生業に必要な資金の貸与、⑧学用品の給与⑨埋葬、⑩死体の捜索および処理、⑪住居又はその周辺の土石などの障害物の除去

▶医療従事者と関係が深い種類 – ④医療(発災日から14日以内)および助産(分べんした日から7日以内)であり、災害のために医療機関が混乱し、被災地の住民が医療の途を失った場合、救護班により応急的に医療を提供し、被災者の保護を図る。(限度額を設定)8

の11項目 ⇒ 適用されると県からの財政的支援を受けることができある。

### ③被災者支援制度

#### カードを使って上手に生活再建!

- ・ピンクのカードには、利用に資力(収入)条件があります
- .....

- あなたの生活再建・住宅再建のために使えるカードを選んで並べてみましょう。
- ・白紙のカードには、最終的な住居やその他の支援を自由に書きましょう

\*各事業の適用や利用条件は災害ごと、又は速改正等により異なる場合がありますので災害後に確認してください。

被災者生活再建カード © 2019 弁護士永野 海

災害直後

## 避難所



数日から数ヶ月の利用(無料)

## ボランティア 専門家支援



片付け・土砂撤去 など様々な困り ごとの相談

#### 応急修理 制度





仮設住宅 半壊以上 595,000円 準半壊 300,000円

# 窓口自治体

使うと原則仮設住宅 に入れなくなるので、 修理した自宅でなん とか生活できる世帯

業者に修理を頼む 前に自治体に相談

#### 基礎支援金

被災暑生活再建支援法



全域·解体·長期避難 100万円 大規模半域 50万円 火災(地震) 保険・共済

令和3年4月版



火災保険だけで は地震・津波の 被害保障なし

数か月後

### 仮設住宅



原則 2年 以内 家賃無料 半壊も入居可能性

## 義援金



家族の死亡や住家 被害の程度により 支給される

# 自治体の独自支援



自治体により支援 の有無・内容が異 なるので情報収集

# 災 害 慰 金



家族の死亡時に遺 族に 500万円 又 は 250万円 支給

# 災害援護資金貸付



1か月以上の負傷 家財損害、住家被 害に応じ最大 350万円 貸付

## 雜損控除(災害減免法)



建物・家財・車・墓 地などの被害や災 害による支出で税 金が減免される

### 公費解体



半壊以上の家屋や 一部事業所を無料 で解体・撤去

#### 加算支援金

被災者生活再建支援法



建設・購入 200万 修理 100万 民間賃借 50万 \*中規模半壊は上 の各半額

## 被災ローン減免制度

9£9¥73

住宅、事業、教育 などの個人ローン の減額・免除

## リバースモーゲージ



60歳以上なら、不 動産を担保に、利 息のみの返済可能

## 災害復興住宅融資





建設・購入資金は 半壊、補修は一部 損壊以上が条件

## 災害公営住宅

# # # # # # # #

収入に応じて家賃 は変動。当初数年 は家賃の特例あり

その後

## 主な災害対策関係の法律・制度

### (図表1)

## 主な災害対策関係の法律・制度

	防災		応急救助	復旧·復興
災害対策基本法	防災計画の策定、緊急 避難場所等の指定		自治体間・国による応援、 罹災証明書の交付、物資 等の供給	被災者台帳の整備
災害救助法		災害発生	避難所の設置、被災者の 救出、食品・飲料水の 供給など救助の応急的な 実施	
災害復旧制度 ·激甚災害制度				公共土木施設、農地等の 被害に対する復旧事業等 に係る国庫補助(地方 財政の負担緩和)
被災者生活再建 支援制度				住宅などの生活基盤に 著しい被害を受けた 被災者に対する支援金 の支給

(出所)内閣府「災害法体系について」



# 備えあれば憂いなし

# 居安思危 思則有備 有備無患

安きに居りて危きを思う 思えばすなわち備えあり 備えあれば患い無し

『 最善を望み、最悪に備えよ!』 Hope for the best and Prepare for the worst.



やれることはすべてやったし、手を抜いたことは一度もありません。 常にやれることをやろうとした自分がいたこと、それに対して準備ができた ことを誇りに思っています。

資料源:「夢をつかむ イチロー262のメッセージ」より